

令和元年第4回定例会

長柄町議会会議録

令和元年 12月12日 開会

令和元年 12月13日 閉会

長柄町議会

令和元年長柄町議会第4回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号（12月12日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○行政報告	8
○一般質問	9
柴田孝君	10
鶴岡喜豊君	25
本吉敏子君	40
池沢俊雄君	56
川嶋朗敬君	73
○散会の宣告	87

第2号（12月13日）

○議事日程	89
○出席議員	89
○欠席議員	90
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	90
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	90

○開議の宣告	91
○諸般の報告	91
○承認第1号、承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
○議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
○議案第5号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
○同意第1号の上程、説明、採決	117
○平成30年度決算認定について（委員長報告）	118
○発議案第1号の上程、説明、採決	122
○長柄町議会広報編集特別委員会委員の選任について	123
○閉会中の継続審査の申し出について	124
○日程の追加	124
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○閉議及び閉会の宣告	126
○署名議員	127

令和元年長柄町議会第4回定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月6日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 令和元年12月12日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	高 橋 智恵子 君	2 番	岡 部 弘 安 君
3 番	柴 田 孝 君	4 番	川 嶋 朗 敬 君
5 番	鶴 岡 喜 豊 君	6 番	池 沢 俊 雄 君
7 番	三 枝 新 一 君	8 番	本 吉 敏 子 君
9 番	月 岡 清 孝 君	10 番	古 坂 勇 人 君
11 番	山 崎 悦 功 君	12 番	星 野 一 成 君

不応招議員（なし）

令和元年長柄町議会第4回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和元年12月12日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
(長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告)
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問
-

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 高橋智恵子君 | 2番 | 岡部弘安君 |
| 3番 | 柴田孝君 | 4番 | 川嶋朗敬君 |
| 5番 | 鶴岡喜豊君 | 6番 | 池沢俊雄君 |
| 7番 | 三枝新一君 | 8番 | 本吉敏子君 |
| 9番 | 月岡清孝君 | 10番 | 古坂勇人君 |
| 11番 | 山崎悦功君 | 12番 | 星野一成君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|--------|---------------------|-------|
| 町長 | 清田勝利君 | 副町長 | 田中武典君 |
| 総務課長 | 蒔田功君 | 企画財政課長 | 白井浩君 |
| 税務住民課長 | 大塚真由美君 | 健康福祉課長 | 若菜聖史君 |
| 建設環境課長 | 内藤文雄君 | 産業振興課長 | 石井正信君 |
| 会計管理者 | 石井和子君 | こども園長 | 安田昭子君 |
| 教育長 | 石川和之君 | 学校教育課長
兼給食センター所長 | 豊田武文君 |

生涯学習課長
兼公民館長

松本昌久君

選挙管理
委員会
委員長

蒔田功君

農業委員会
事務局長

石井正信君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

森田孝一

議会書記

長 嵐 保 憲

議会書記

白井雄大

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（星野一成君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和元年長柄町議会第4回定例会を開会いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星野一成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。

7番 三 枝 新 一 議員

8番 本 吉 敏 子 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星野一成君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12日から13日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から13日までの2日間に決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（星野一成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会議員であります鶴岡喜豊議員より報告があります。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員、鶴岡喜豊議員。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（鶴岡喜豊君） 皆さん、おはようございます。5番、鶴岡喜豊です。傍聴人の皆さんには、朝早くからご苦労さまです。

報告の前に、10月25日の大雨による犠牲者のご冥福を祈るとともに、被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、私から、令和元年第3回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の報告をさせていただきます。なお、この後、長生郡市広域市町村圏組合の呼称につきましては、長生広域とさせていただきます。

令和元年第3回長生広域議会定例会は、11月22日に開会し、提案議案は、承認6件、議案4件を審議し、承認、可決され、同日閉会しました。なお、承認6件は、台風15号、19号及び10月25日の大雨による緊急を要するための専決処分による補正予算です。

これより審議の結果を報告させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長生広域水道事業会計補正予算（第2号））。水道事業収益的支出1,444万1,000円を増額し、歳出総額を47億7,883万6,000円とするものです。内容は、台風15号に伴う仮設発電機借り上げ、浄水場内倒木撤去、倒木による浄水場ろ過施設の修理、非常用給水袋の購入費等です。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長生広域病院事業会計補正予算（第2号））。病院事業収益的支出診療材料費を患者数減少のため682万5,000円減額し、そのほか特別損失を台風15号に伴う災害対応費として682万5,000円増額するものです。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長生広域水道事業会計補

正予算（第3号））。水道事業収益的支出2,111万円を増額し、歳出総額を47億8,094万7,000円とするものです。内容は、台風19号に伴う仮設発電機借り上げ等です。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長生広域水道事業会計補正予算（第4号））。水道事業収益的支出を970万5,000円増加し、歳出総額を47億9,065万2,000円とするものです。内容は、10月25日の豪雨に伴う仮設発電機の借り上げ、施設用地の崩壊等に伴う応急復旧、土砂流入等に伴う撤去処分、給水管の折損修理費等です。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長生広域病院事業会計補正予算（第3号））。病院事業収益的の事業診療材料費を患者数減少のため211万4,000円減額し、そのほか特別損失を10月25日の豪雨に伴う災害対応費として211万4,000円を増額するものです。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長生広域一般会計補正予算（第2号））。歳入歳出それぞれ9億4,220万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ67億9,107万7,000円とする。内容は、台風15号及び10月25日の豪雨に伴う災害対策費用です。歳入の主なものは、災害ごみに伴う市町村特別負担金9億3,032万4,000円で、この中には、長柄町の特別負担金7,851万9,000円も含まれています。歳出の主なものは、災害廃棄物運搬処理業務委託費の9億3,032万4,000円です。

次に、議案第1号 令和元年度長生広域一般会計補正予算（第3号）。歳入歳出それぞれ4,749万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ68億3,857万2,000円とする。内容は、歳入の主なものは、前年度繰越金で4,693万9,000円です。歳出の主なものは、可燃物処理費で3,823万6,000円です。

議案第2号 令和元年度長生広域特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第1号）。歳入歳出それぞれ1,107万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億5,819万5,000円とする。内容は、歳入の主なものは、繰越金で338万円、負担金609万7,000円です。歳出の主なものは、聖苑管理費、需用費1,254万2,000円で増額です。また、委託料も412万9,000円増額しております。工事請負費は657万9,000円の増額です。

議案第3号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について。内容は、一般廃棄物処理手数料のうち、し尿処理手数料及びごみ処理手数料について改定するものです。

議案第4号 監査委員の選任について同意を求めることについて。内容は、議会選出監査委員の退任に伴い、本定例会において、長南町、松野唱平氏が監査委員に同意されました。

最後に、一般質問は、茂原市の三橋弘明議員より一般質問がありました。

以上のとおり、令和元年第3回長生広域議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（星野一成君） 日程第4、清田町長より、本定例会に当たり行政報告を述べたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） おはようございます。

この場をおかりして、行政報告を申し上げます。

まず初めに、10月25日の大雨の被害により犠牲となられた方々とそのご家族に対し、深く哀悼の意を表します。また、被災された方々には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い生活再建を重ねてお祈り申し上げる次第でございます。

それでは、町内各所で浸水や土砂崩れなど甚大な被害を及ぼした大雨につきまして、本町の対応及び被害状況をご報告いたします。

今回の大雨は、気象情報等により、台風21号は東の海上に進路を変えたものの、前線の影響により強い雨が降る可能性があるということでありました。8時35分に大雨警報が発令され、9時に第一配備体制を敷いたところであります。

その後、9時30分に警戒を呼びかける防災無線を放送し、その後、雨足が強まったことから、10時に避難準備・高齢者等避難開始情報を発令いたしました。同時に、体制を第三配備に切り替え、災害対策本部を設置いたしました。現在も対策本部を置き、災害対応に万全を期しております。

この災害では、3時間で記録的な雨量を観測し、本町に甚大な被害を及ぼしたことにつきましては周知のとおりであります。被害は、住家、非住家、それぞれ200世帯を超え、土砂災害、浸水被害も数多く報告されております。

避難所対応につきましては、25日10時に開設し、現在も被災された皆様に浴場を開放しております。

支援体制といたしましては、先月の11日に災害被災者支援室を置き、翌12日からは相談窓

口を設置しております。国・県の支援の相談のほか、町税の減免をお受けしております。

また、土砂被害による土砂の仮置き場につきましては、田代の町有地を使い受け入れをしております。土砂撤去に係る費用につきましては、町の補助金を創設し、相談窓口でお受けしております。

今回の災害は、被害の甚大さに鑑み、町独自の見舞金制度も創設し、被災者をこれから支援してまいります。

また、この復旧には全国から多くのボランティアの皆様からご支援をいただき、関係の皆様も含めて、心から感謝申し上げる次第でございます。災害ごみの搬出や土砂撤去などにお骨折りをいただき、早期に復旧することができたことに対しまして、被災者の皆様も恐らく心強かったことと存じます。

この間、災害ごみに関しては、緊急的に旧昭栄中学校跡地を指定し対応したところであります。こども園、給食センターの隣接ということでご心配をおかけしておりますが、できるだけ早期に搬出いたします。

公共施設、道路、農業施設も大きな被害を受け、現在も早期の復旧に向けて対応中であります。

災害対応に当たっては、今後とも町民の皆様の安全を最優先に考えた対応をし、これから考えて、ぜひとも力強く進めてまいりたいと思っております。そして現在、一日も早く町民の皆様の生活が元に戻れますよう、またあわせて復旧・復興を最優先に取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力を賜りますことを、ぜひともお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

以上で町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（星野一成君） 日程第5、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

◇ 柴 田 孝 君

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） 皆さん、おはようございます。議席3番、柴田孝でございます。

通告にしたがって質問させていただきます。

初めに、今年的大型台風及び集中豪雨におきまして亡くなられた方には、心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、家屋等に被災を受けました皆様にお見舞い申し上げます。また、町長を初め町職員の皆様には、台風と豪雨における大規模災害への昼夜を通しての対応、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

今後も甚大な被害における速やかな復旧と生活支援等においては、引き続き町民が安心して暮らせる町づくりへのより一層のご尽力をお願い申し上げます。そして、何よりも社会福祉協議会を中心に災害ボランティアセンターの運営に活動されました多くの各団体、県外からのボランティアの皆様には、被災者に寄り添った温かい支援をいただきましたことに、この場をおかりしまして、心より感謝申し上げる次第でございます。

さて、少子高齢化に伴い過疎化が進む中、長生郡町村内の人口は長柄町が最少であります。多くの町民は、今後どのようにしていくのか不安を感じている中で、今まで経験のない豪雨災害においては人命が亡くなるなど、甚大な被害を受けた店舗や農業者は、今後続けられるのか、これから先の生活への不安が募っております。

このような状況下において、町を取り巻く現状と課題を把握し、町の将来像を、どこに向かって進むのか。町民や各団体の意見を反映した支援や、町民が共感する施策が重要と考えます。

今議会は、災害対応の中の大変忙しい中ではありますが、何点かの質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

そこで、1点目に職員の人材育成についてであります。

職員の能力向上についてであります。職員による草刈りやごみ拾いなどが実施されると
思います。草刈り等は、予算を節約するばかりでなく、シルバー人材センターや建設会社に
委託することにより、町内事業者の活力となり、町の活性化にもつながると思います。

それらの時間を研修等に振り替えることにより、業務内容を熟知し、工夫や効率化が図ら
れ、町民サービスの向上と活力のある施策を推進することとなりますので、何よりも職員の
人材育成が大切であると考えます。

職員研修については、どの程度の時間を費やし、実施されているのか伺います。

2点目として、人材育成は町を豊かにすることにつながるとは思いますが、コンプライアンス
研修や用務のスキルアップ研修、他市町村との職員派遣交流、庁外研修などを含めて積極
的に取り入れ、知識・関連法の解釈の習熟、通常業務の工夫など、事務の効率化と発想の転
換、そして町民に寄り添ったより良いサービスの向上が求められることから、人材育成の強
化が重要と考えますが、今後積極的に研修を増やすことについての見解をお伺いします。

次に、緊急用ヘリポートの確保についてであります。

平成30年度の総務事業決算常任委員会でも少し触れましたが、旧水上小学校のグラウンド
はドクターヘリの拠点でありましたが、企業誘致により水上地区の緊急ヘリの発着場所がな
くなりました。水上地区や一部長南町のエリアをカバーするドクターヘリについて、今後長
柄中学校等からの重篤傷病者の搬送となるとは思いますが、ヘリの発着所までに行く間に時間
がかかることとなり、1分1秒でも早く緊急病院への搬送が望まれ、人命救助において地域
住民は不安を感じています。特に水上地区内からの速やかな傷病者の搬送により人命救助を
行うためにも、また、自衛隊等における災害時の物資等の搬送場所としても、緊急用ヘリポ
ートの確保が重要と考えますが、見解をお伺いします。

次に、防災対策についてであります。

今年は9月から2つの台風の直撃と、これまでない豪雨により甚大な被害が発生しました。
台風19号では、最大級で昭和33年の狩野川台風に匹敵するとも言われ、河川上流部の集中豪
雨により71河川の氾濫や決壊により、広範囲に甚大な被害が発生しました。幸いにも雨雲の
進路がそれて、我が町においては大きな被害が少なく済みましたが、10月25日の豪雨は、私
が知る限りでは記憶にない豪雨被害ではないかと思えます。

また、台風19号時には、避難中に震度4の地震も発生し、避難していた町民はたび重なる
不安に怯える状況でもありました。

近年では、地球温暖化など気候変動により、今後関東地方や千葉県への大型台風の直撃や

集中豪雨が多くなることが予想されるとともに、いつ起きてもおかしくない首都直下地震など、自然災害の脅威が増してきています。

そこで1点目に、今年の台風等における行政の対応についてであります。千葉県を検証結果においても、気象予報からの災害発生への危機感が薄かった。災害対策本部の設置前後の職員の体制や情報収集と情報発信の遅れ、あるいは被災市町村への物資の支援体制の遅れ、風水害対策における強風による被害想定不足、長期停電等など、多くの課題を明らかにしています。

そこで、台風15号、19号、そして10月25日の豪雨における災害対策本部体制や応急復旧の対応、避難所運営、支援対応等における検証結果についてお伺いいたします。

2点目に、今回の台風15号においては、多くの倒木によって孤立した地域や予想されていない長期間の停電が発生しましたが、高齢者支援や自家水断水区域などを想定し、停電や配水管の破損による断水地区への給水拠点など、あらかじめ支援策を講じる必要があったかと思えますが、地域防災計画について具体的な計画を持っていたのか、いないのかお伺いします。

3点目に、避難勧告・避難指示及びこども園や学校の休校における判断基準であります。今年のたび重なる台風の特徴や気象庁の予報における情報をもとに、その年その年の自然災害の被災状況には特徴があると考えます。近年の豪雨被害の増大や台風19号の豪雨被害の状況をもとに、速やかに適切な判断が求められるところであります。

また、25日の情報の発信として、早朝より雨が降り、8時には時間雨量19ミリ、9時には31ミリと、早朝から災害が発生するほどの強い雨が降り、予報においても強い雨雲が千葉県の中央部を通過するなど、10時の避難準備情報の発令は遅かったのではと考えます。

これらの経過を踏まえつつ、総合的かつ適切な判断が重要であり、人命第一に考えた場合、避難行動が危険な状況になる前に避難準備情報や避難勧告を段階的に発令し、こども園、小中学校の早期の下校や休校等の判断基準により、状況に応じた適切な判断が不可欠と考えますが、見解をお伺いします。

4点目に、災害ごみの処理についてであります。

10月25日の豪雨における土砂災害や浸水被害を受けた災害ごみの一時的な仮場所として、近接しているながらこども園や給食センターがありますが、ニュース等で他市町村の災害ごみ処理の課題等を聞いている町民は健康被害に不安を感じています。長期間放置すると、悪臭やほこりなど環境衛生面で適正ではないと考えますが、現在、町において、ごみの最終処分を進めていることには不安が少し解消することとなりますが、ごみ処理場としての選定が

適切と考えているのか、そしていつまでにこの場所から最終処分が終了するのか、今後の取り組みについてお伺いします。

5点目に、避難行動要支援者対策についてであります。

高齢化社会が進む中、高齢者世帯の独居老人などが増加することが見込まれますが、大規模災害における高齢者の被災状況を踏まえ、防災関係部局と福祉関係部局等の連携が不十分であるなどから、平成16年に内閣府から災害時要援護者の避難支援ガイドラインと避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインが示され、その後、平成25年の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針が示され、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者への提供などの規定を受け、市町村を対象に、その準備に関わる取り組み方法等が示されています。

そこで1点目に、町当局はこの指針を受け、避難行動要支援者名簿の作成や安否確認、避難のための情報伝達手段はどのように取り組んでいるのかお伺いします。

次に、浸水対策及び土砂災害についてであります。

1点目に、洪水ハザードマップ見直しについてであります。現在、町において洪水ハザードマップが作成されていると思いますが、10月25日の短時間の集中豪雨により、水上川、一宮川や支流河川の氾濫において、今まで経験のない浸水被害が発生しました。現在作成されている洪水ハザードマップは、今回の浸水区域や降雨量に大きな相違があったかと思いますが、今後の想定降雨量や浸水区域を明確にするため、再度のシミュレーションを行い、早期の洪水ハザードマップの見直しと避難勧告等の基準を作成するとともに、安全な避難経路や避難行動の注意喚起等を行い、そして避難訓練を行う必要があると考えますが、見解をお伺いします。

2点目に、土砂災害対策についてであります。

町の地形においては急斜面が多く、表土が薄い地質状況であります。台風15号の強風は、大規模地震と同じような樹木の揺れによって地盤はひび割れ緩んだ状態となり、たび重なる雨によって土壌が飽和状態であり、少量の降雨量でも崩落の危険性が高まっている状況下でもありました。

現在、土砂災害警戒区域等の指定を行い、土砂災害ハザードマップを作成していると思いますが、10月25日の豪雨では、町内各地で家の背後の山ののり面の崩壊により、家屋の損壊や道路の決壊が多く発生し、甚大な被害となりました。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定においては、全国で千葉県がワースト

1位とのことですが、土砂災害区域等の指定及び土砂災害ハザードマップの作成の進捗状況についてお伺いします。

3点目に、特に長柄山地区と味庄地区においては土砂災害の被害が集中していますが、土砂災害区域等の指定とあわせ、防止対策として急傾斜地崩壊対策事業等がありますが、生命や財産を災害から守るとともに、減災を図るための事業実施に向けた事業計画等の検討はしていたのかお伺いします。

4点目に、今後、災害が発生した地区の復旧には、国庫事業や都道府県における災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業や林地崩壊防止事業等がありますが、採択要件や基準を満たす地区においては、これらの事業を早急に取り組み減災に努めるとともに、速やかな復旧支援策等、再発防止対策を進めることが重要と考えます。

被災地には、国交省の職員の方が被害調査に来たと聞いていますが、法面崩壊防止事業は時間と膨大な費用がかかり、また事業によっては一部受益者負担もある事業もあると考えますので、この事業への理解を求めることとなりますが、関係者への丁寧な説明等を行い意見を聞き、二次災害が発生しないよう早期の事業化の取り組みについて見解をお伺いします。

次に、地域産業の復興についてであります。

今年の台風等による被災された地域の小売店舗や農家等においては、地域を支えてもらっている地域産業であり、生計を立てている基幹産業でもあります。高齢化を迎えている町民は、復旧や再営業、営農を継続していくために多くの費用をかけていけるのか、廃業、離農など、最終的には放棄するしかないのか、不安を抱えながらの毎日であります。

地域の復旧・復興をしていくために、販売、生産者への冷蔵庫等の電気製品や農業機械、そして農地の確保は重要でありますので、国・県の補助制度を最大限に生かし、そして町においてはJA長生や商工会との連携を図り、町民に寄り添い、被災者が一步一步でも前に進む気持ちになるような助成制度の拡充と支援が重要と考えますが、見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 柴田議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの職員の人材育成についてお答えいたします。

1点目の職員研修でございますが、初任者から課長研修まで、それぞれの段階において必要な知識、技術やコミュニケーションなど、能力向上のための研修に参加しております。ま

た、職務の担当ごとに必要な専門研修を受講しております。今年度は、合わせて延べ31名が研修に参加したところであります。また、庁内においても、毎年テーマを決めて研修を実施し、職員の能力向上に努めているところであります。

2点目の人材育成研修についてでございますが、ご指摘のとおり1点目で答弁した研修の充実のほか、職員派遣も含めて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2項目めの緊急用ヘリポートの確保についてお答えいたします。

まず、現在、ドクターヘリのヘリポートにつきましては、桜谷多目的広場と町営野球場を指定しております。

消防本部によりますと、ドクターヘリを要請してから到着するまで、おおむね15分を要するため、この間に搬送体制を確保できるとのこととあります。しかしながら、水上地区におけるドクターヘリの発着場所の必要性はあると考えますので、現在、消防本部に候補地の照会をしているところであります。

次に、3項目の防災対策についてお答えいたします。

1点目の今年の台風などにおける行政の対応についてでございますが、まず現在も災害に対応しているところでございますので、詳細の検証は今後の課題となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

災害対策本部につきましては、先の台風15号の経験を踏まえ、台風19号及び10月25日の大雨の本部体制は、迅速かつ柔軟性を持った対応を心がけておりました。

今後、経験した災害を踏まえ、幅広い想定のもと、職員が迅速に対応するための検証と訓練を実施するとともに、住民の皆様との協力体制につきましても、これから取り組んでまいりたいと存じております。

2点目の、地域防災計画における高齢者の支援対策及び給水拠点についてでございますが、まず高齢者の支援対策ですが、災害時要援護者対策計画に基づき、安否確認、食料・飲料水の供給を実施したところであります。

次に、給水拠点についてでございますが、備蓄整備計画に基づき、発災当初は1人1日3リットルの飲料水を備蓄しているところであります。

給水計画では、町では困難な場合、長生広域水道部、県、国、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て、給水を実施することとしております。

台風15号におきましては、関係機関の協力を得て、飲料水の配布及び給水車による給水を実施いたしました。

3点目の避難勧告・避難指示及びこども園や学校の休校における判断基準についてであります。まず避難基準であります。町の避難勧告等判断基準・伝達マニュアルに基づき判断しております。

10月25日の大雨におきましても、マニュアルに基づき、10時に避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしました。発令後、想定を超える雨量を記録し、避難勧告・避難指示発令の基準に達しましたが、激しい雨の中での避難は逆に危険との判断から、自宅での安全な場所での避難を呼びかけた次第であります。10時の時点での避難勧告・避難指示が発令できたかどうかにつきましては、これから検証する必要があると考えております。

また、こども園、学校の休校や下校の判断基準につきましては、それぞれ避難計画を策定し取り組んでおります。

次に、4点目の災害ごみの仮置き場についてのご質問でございますが、町地域防災計画及び長生郡市災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場を25日の災害対策本部会議で選定し、翌26日午後から住民に周知するとともに、災害ごみの受け入れを開始いたしました。

選定の過程では、浸水の規模や浸水地域、また交通網の被害状況などから、旧昭栄中学校跡地を選定することといたしました。

広域市町村圏組合の試算では、本町の災害ごみの発生量は1,100トンであります。平成25年の茂原市の災害ごみの900トン进行处理する期間に5カ月間を要しております。今回は、茂原市、長南町を加えると1万5,000トンの量になるところであります。こういったことから、さらに災害ごみの処理も長期間を要することから、一般社団法人千葉県産業資源循環協会に運搬処理を委託し、仮置き場からの早期搬出、処分について対応していく旨の対策を伺っているところであります。

議員ご指摘のとおり、隣接する公共施設への健康被害を及ぼすことのないよう、早期のごみの搬出に努めるとともに、消毒等の衛生対策に万全を期してまいります。

5点目の避難行動要支援者対策についてであります。現在、名簿作成につきましては、民生委員の協力のもと、支援の必要な方は登録申請を行っていただき名簿を作成しております。また、取り組みといたしましては、災害発生時に民生委員さんの協力をいただき、主に要支援者に対し安否確認及び避難情報の伝達を行っております。

次に、6点目の浸水対策及び土砂災害についてお答えいたします。

まず、洪水ハザードマップの見直しでございますが、ご指摘のとおり、今回の災害を踏まえ見直すとともに、避難経路及び避難行動に係る啓発、訓練については、早期に実施してま

いりたいと考えております。

次に、土砂災害対策であります、土砂災害警戒区域等の指定については、現在のところおおむね47%の指定が終了しております。残りの地域についても、既に基礎調査及び説明会が終了しております。町といたしましても、指定の終了を勘案しながら、土砂災害ハザードマップを作成したいと考えております。

長柄山、味庄地区を初めとする土砂災害の被災地域につきましては、まず、法面崩壊防止事業の対象の可否について、発災後、速やかに県職員による災害箇所の確認を依頼いたしました。県は、その後速やかに林野庁に出向き、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業や林地崩壊防止事業に該当するか否か、現地調査に基づき協議していただきました。

町は現在、国・県の協議の結果を踏まえ、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業及び林地崩壊防止事業の採択に見込みのある地域について、関係者に説明し、必要な事務作業を行っているところでございます。

この事業の対象にならない地域につきましては、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策事業等があります。事業毎に崖の高さや保全する人家の戸数、地元の合意状況などの定められた要件がございますので、現在、県と協議中であります。

今後、減災対策に向け、各種事業の検討をしまいたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

防災対策につきましては、町民の皆様の生命、財産を守るため、最重要と考えます。今後もしっかりと対応したいと存じますので、よろしくご指導、ご協力のほど、私からもお願い申し上げます。

次に、7点目の地域産業の復旧・復興についてお答えいたします。

改めて申し上げますまでもございませんが、台風15号による暴風雨により、農業用ハウスや農業用倉庫に甚大な被害が発生いたしました。また、10月25日の豪雨は、浸水による農業用機械の水没等の被災が主なものであります。

議員の言われるように、この災害による離農を最小限にするため、町といたしましては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、被災農業者支援型で被災農家を支援する方針であります。補助率は所定の条件により若干違ってまいりますが、最大で国30%、県40%、町20%、合計90%の補助金を交付できる見込みであります。

また、町内中小企業者の復旧の支援といたしましては、千葉県中小企業復旧支援事業により、被災中小企業に対し、被災額の75%補助で補助金額上限を1,000万円とする制度を設け

ました。詳細につきましては未定の部分も多く、これからの事務手続になりますが、商工会と連携が不可欠でありますので、商工会と連携し、被災事業者に寄り添いながら補助金制度を有効に活用してまいりたいと考えております。

以上で柴田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

幾つか再質問させていただきたいと思いますが、まず職員の人材育成についてであります。例えば、今回災害ボランティアセンターに、私は毎日というか行っていたんですけども、社会福祉協議会において、初めての災害ボランティアセンターを立ち上げました。かなり職員数も少ない中で、県や各市町村からの社会福祉協議会の職員等々、応援と指導をいただきながらの運営となっていました。その1日の毎日の振り返り、反省会ですね、を行って、日々の配置や情報の共有により、応援に来ていただいた多くの職員から、町として初めてのボランティアセンターの運営について、よく、流れもいいですねと。工夫されていますねと。また、経験がなかったので、訓練しかなかったのも、良い経験になりました、勉強になりましたと、多くの話を聞きました。

やっぱりこのようなことでいろんな、自分たちでやっているのが、それが当たり前ではなくて、やっぱり派遣交流でいろんな行政間の情報を交流してスキルアップしていかなくちゃいけないし、また町政にも取り入れるような作業手順だとか、いろいろな各事業の在り方ですよね。そういうところもあると思いますけれども、私は、この職員間の交流については非常に大切だなと思っているんですけども、この辺について再度見解をお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田功総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

柴田議員さんおっしゃるとおり、こういった研修は大変重要かと存じます。

現在は、睦沢町と保育教諭の交流人事を行っておりますが、そのほか千葉県の市町村課、茂原市、長生広域に派遣している職員がおりますけれども、その他の市町村等につきましても、幅広くそういったものがあれば、派遣が可能であれば、そのように取り組んでいきたいというふうに存じますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） 今、答弁いただいたんですけれども、ぜひとも行政団体が、各行政団体がどういうふうな、一つの業務にしてもやり方がいろいろ違うというか、手順とかいろいろ考え方があると思うので、地域に沿ったものもあると思うので、いろんな有効活用できるところあると思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にドクターヘリですけれども、ドクターヘリについては、水上地区のほう、ぜひとも照会していただいているということなんですけれども、防災拠点というか、防災の物資の搬送だとか、そういう拠点にも使用されますので、消防署だけでなく防災系の物資の搬入拠点ですか。そういうところも含めて、自衛隊等とのまた協議というか、その辺の防災拠点としても活用していただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

次に、避難所運営についてでありますけれども、私が木曜日にミニデイサービス、福祉センターのほうでやっているんですけれども、そこでちょっとしゃしゃり込んで、話をいろいろ高齢者の方とさせていただきます。

そのときに、台風19号において福祉センターが避難所として開設され、避難したんですが、幼児から高齢者まで多くの避難者がいましたと。その中で困ったことは、停電によりトイレが使用できず、トイレを使用するときには本庁舎のトイレを使ってください、職員が案内しますと。そういうアナウンスがあったということでした。

やっぱり豪雨や強風の中での移動という、短距離にあるとは思ひんですけれども、非常に危険な状態で、考えれば無理な、高齢者とか乳幼児は無理ではないかというふうに思ひます。

この仮設トイレをなぜ設置しなかったのかということがあるんですけれども、避難所施設には仮設トイレが必要ですよというふうな、その高齢者の方がおっしゃっていました。福祉センターのトイレは停電すると使用できないということですが、町の避難所対策として、仮設トイレの設置は健康面でやっぱり、非常に我慢したりというのが、大変健康被害というか、影響に良くないと思われるんですけれども、地域防災計画での対策としてどのような形になっているのか、また今後どのように考えていくのか、対応していくのか、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

福祉センターは町の中でも最重要の避難所と考えています。仮設トイレについては、町でも10基ほど所有しているんですけれども、緊急用であればいたし方ありませんけれども、使いつらいということもありますので、特に福祉センターの場合は非常用電源でありますとか、

発電設備で対応できれば、それが一番良いのかなというふうに考えております。

また、当面は応急対応の資材、水が流れなくても使えるような資材なども若干用意してありますので、そういったものも補充しながら、当面は対応したいというふうに思います。将来的には、非常用電源、発電設備等で対応できればというところで考えたいと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

非常に、仮設トイレの考え方って、ポータブルの発電機というか発電機電源というのものもあると思うんですけども、たまたま15号では長期間停電ということで、町役場自体はそんなに長くはなかったと思うんですけども、簡易的なトイレだとかもあるので、その辺は多分備蓄しているかと思うんですけども、その辺もあわせて、緊急時ですので、せっかく備蓄しているので使用していただければいいかなというふうに、いろんな発電機もあるんでしょうけれども、場合によっては簡易トイレなども一緒にあわせてお願いしたいと思います。

次ですけども、私、ボランティアセンターに勤めていた、入って何日間、できる限り出てやっていたんですけども、社会福祉協議会、ボランティアセンターですよね。これとの情報の共有だとか連携が不可欠と考えているんですけども、この辺の情報の共有、相互間の情報提供はうまくいったのかどうかというところ、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

社会福祉協議会との情報共有、連携ということでございますけれども、ご指摘のとおり、そのとおりだと存じます。

災害発災時におきましては、災害対策本部を設置した際には、社会福祉協議会の事務局長に同席をお願いして、情報の共有、連携ということで図っているということでございますが、それで十分かという、それぞれ取り込んだ中でございますので、ご指摘の点も踏まえて、より一層の連携を深めていきたいというふうに存じます。

以上です。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。その辺、よろしく今後お願いしたいと思えます。

ちょっと時間も残りがなくなっちゃうので、飛ばしていきたいんですけども、次に、こ

ども園や学校の避難、休校だとか早期下校だとかの判断基準でありますけれども、特にこども園なんですけれども、避難計画があって、それで取り組んでいますよということですが、避難計画と判断基準というのがそこに、避難計画の中に含まれているのかどうかよくわかりませんが、その辺があればお聞きしたいと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

学校、こども園につきましては、災害対策本部内で情報の共有を図るというようなことで対応しております。

特に10月25日の大雨につきましては、情報そのものは共有したわけですが、気象の急激な変化ということで、大雨で対応に難しさもあったと考えています。

避難基準、下校等については、気象情報、それから雨量、水位などを基に判断しているわけですが、こういった基準ですとなかなか限界もあるということ、今回身にしましたので、早目の下校、避難ということに加えて、垂直避難のみという選択肢も想定しながら対応したいと。

いずれにしても、情報については共有はしているところでございますので、幅広い想定のもと、しっかりとした対応をとっていきたいと、かように考えます。

以上です。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） 避難基準というか、ある程度わかるんですけれども、10月25日については朝から、早くから水上地区の雨量として、9時にはもう31ミリと、災害が発生してもおかしくない。また、災害対象で補助金ももらって復旧できるというような、そういうような雨が降っています。

災害対策本部が設置されたのが10時ということだと、さっき報道を聞いたんですけれども、若干その対策本部が立ち上がるのが遅かったんじゃないかなと。災害対策本部が立ち上がれば、その判断は本部としてできるんでしょうけれども、こども園として、学校であれば男性職員や何かいるんですけれども、こども園はほとんどが女性職員ということで、その中で今まで経験のない判断基準だとか、やっぱり経験のない人たちがほとんどなんです。そういうところを含めると、やっぱり河川水位だとか降雨量だとか、そこまで考えて判断しろよというのは、やっぱり無理だと思うんです。

今後、そういうような経験を必要とする中で、本部が立ち上がらないにしろ、主管課とい

うところ、多分窓口が行政のほうあると思うので、その辺も含めて、この避難計画について情報を共有しながら、定期的な情報交換しながら、どうなのかというところで、早目の判断をしていかないと、人命に係ることですので、重要性は高いと思いますので、その辺やっぱり経験のない行政職員ということで、子供たちを育てていくという、そこを主たるところがあるので、災害の認識というか、その辺の対応の仕方はあると思うんですけども、かなり少ないと思っています。

ですので、やっぱりこれは主管課たる、行政たるところが早く発信して、子供たちの安全、また父兄の送り迎えの安全というところを、ぜひやってもらいたいと思いますけれども、これは今後よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ごみの撤去後の対応についてでありますけれども、ごみ処理については早期の対応に感謝しておりますけれども、現在の仮ごみ置き場の表土ですよ。これはいろいろ、雨が降ったりして汚泥水が浸透したり、重機が今片づけています。処理していますよね。それで、多分ぐちゃぐちゃになっていると思うんですけども、その辺の表土の置き換え、消毒は前やっていきますよという答弁だったんですけども、表土の置き換え等を検証していただいて、場合によっては表土の置き換えも必要になるんじゃないかなと思います。

今後、今は気温が低いのでいいんですけども、気温が上がってきたときに悪臭だとか、また環境被害ということが出てきたら困るんですけども、そういうところを含めて、しっかりやってもらいたいと思うんですけども、表土の置き換えなどについて実施するような考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（星野一成君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 仮置き場のごみの関係でございますが、消毒につきましては、議員さんおっしゃるように、ごみの搬入時から定期的の実施しております。ごみの搬出完了後も消毒は行って、安心・安全に努めてまいりたいと考えております。

災害ごみの搬出や仮置き場の整地等につきましては、現在広域市町村圏組合のほうで役割分担で進められておりますので、十分に協議をしながら進めてまいりたいと思います。また、必要に応じまして、土質検査等が必要であれば土質調査も行い、安全の確認に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。ぜひ、後でまた手戻りのないような形で検証

していただいて、また悪臭だとかといろいろ声が出ないように、しっかりした対応をお願いしたいと思います。

次に、避難行動要支援者についてでありますけれども、発災時における避難行動要支援者への対応について、民生委員ということで頼っている、お願いしているということなんですけれども、自治会の協力員は、今回どのような役割というか動きが、担っていただいたのか。その辺、把握しているところで結構ですので、自治会長さん、多分、自治会長さんがかわりになっているかと思うんですけれども、その辺の補助員、協力員ですかね。どのような活動をしているのか、もし把握していれば教えてください。

○議長（星野一成君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

協力員の皆様につきましては、民生委員がいない自治会内にお住まいになっている方を選出していただき、自治会内に支援を必要とされる方がおられる場合に、民生委員さんと同様の活動をしていただいております。このたびの災害につきましても、そのような活動をしていただいた協力員の方々もいらっしゃいました。

しかしながら、制度ができてまだ3年ということもありまして、まだまだその活動の内容について周知できていないところもございますので、今後は定期的にそのような活動の勉強会等を開催し、こういった有事に備えたいと考えているところでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） 今回の答弁ですけれども、確かに非常に難しい、協力者というか、民生委員さんの方だけでは、やっぱり高齢化が進んでいる中で数多い対象者ということで、見守っていかなくちゃいけないということはあるので、その辺を含めて、今後、自治会長さんだけじゃなくて、地元にいる方とか、いろいろ方法があると思うので、その辺十分検討をお願いしたいと思います。

時間も最後残り少なくなってきた申し訳ないんですけれども、次に洪水ハザードマップに関連してお伺いしますが、県議会において一宮川の治水計画の見直しを図るとのことでありました。

今回氾濫した水上川や小河川を含めてですけれども、治水計画の見直しとあわせて、最低、早いうちというか、対応として、ボトルネックになっている箇所だとか、流下能力が阻害している竹木等の伐採、そういう局部改修等を含めて、千葉県、茂原市と下流側の関係市町村

もあるとは思いますが、管理河川、千葉県という、一部千葉県、また町の河川もある
と思っておりますけれども、その辺のボトルネックになっている箇所は改修だとか、
局部改修だとか、竹木の伐採、そういうものも含めて今後進めていきたいと思
いますけれども、その辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（星野一成君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

先般の県議会でも、これに関連した見直し等のことが新聞で報道されておりました
けれども、県の話ですと年明け頃から、今回被害の大きかった一宮川流域、長柄町と
長南町、また千葉県を含めて協議を進めたいということでお話は県のほうから
いただいておりますが、まだ具体的な日程等は決まっていない現状でございます
ので、これら話に、協議に加わりながら話を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。よろしくいろいろな調整して
いただいて、早期の浸水被害がなくなるような形をとっていただければと思
います。

最後になりますが、被災者支援の充実を図るとともに、町の活性化に向けての
対策もあわせてよろしくお願いしたいと思います。

また、今年は予期しない豪雨被害に関心が高まっていますが、防災ニュースでは
首都直下地震においても、千葉県が80%超えの高い確率でも報道されていま
すので、地震対策についても、行政としての防災計画対応マニュアルの再検
証を行って、町民が安心して暮らせる町へと、最善の対応ができるよう要
望して、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（星野一成君） 以上で柴田孝議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時30分といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鶴岡喜豊君

○議長（星野一成君） 次に、5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 5番、鶴岡喜豊です。よろしくお願いします。

10月25日の大雨による災害は、私の隣家では、濁流に流され犠牲者を出してしまいました。また、崖崩れにより家を土砂に潰された隣人もいます。町内至るところで床上浸水、床下浸水、崖崩れ等があり、町民の皆さんは大変な被害を受けました。町でも、こども園、給食センター等、公共施設が被害を受け、道路の決壊、のり面の崩壊、農業施設の被災等、大きな被害を受けた中で、災害に強い町づくりをしていくためにも、質問をさせていただきます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

最初に、10月25日の大雨の災害について伺います。

1、災害対策本部の設置から解散までの配備体制について。

千葉県では、9月の台風19号の上陸の次の日、本部長である知事が県庁を不在にして私的視察を行ったと一時話題になりましたが、長柄町では10月25日10時に災害対策本部を設置し解散まで、防災計画には第1配備から第5配備までありますが、執行部は一昼夜役場に詰めていた職員もいたか、災害時の配備体制についてどうであったか伺います。

2、町民への防災無線について伺います。

平成30年の豪雨を教訓として、洪水や土砂災害、河川の氾濫等に際し、町民のとるべき行動が直感的にわかるよう、自治体が出す従来の情報に5段階の警戒レベルを加え伝達することになりましたが、執行部は、レベル3の避難勧告準備でレベル4の避難勧告は2次災害を招くと考え、防災無線を流さなかったと説明していますが、避難勧告準備で避難勧告は流さなかったもので、大雨を町民が安易に考え、切迫感の緩みが生じなかったか、執行部の考えを伺います。

また、レベル3の避難勧告が2次災害を招く危険があったならば、レベル5の災害発生、大雨特別警報、氾濫情報を町民に提供して、防災無線で流すべきだったと私は考えていますが、執行部の考えを伺います。

3、今回の大災害の課題と検証について伺います。

10月25日から2カ月近く経ちましたが、課題と検証が終了したならば、内容を伺います。また、課題と検証について、検証済みならば、どのようなメンバーで行ったか伺います。

次に、こども園のメールについて伺います。

こども園から、最初に10時39分に児童を迎えに来るようにメールが配信され、7回もメールを配信したと記録されていますが、誰にメールを配信したのか伺います。また、既読の確認だけではなく、メールが理解されたのか確認をとっているのか伺います。

次に、災害ごみの仮置き場について伺います。

旧昭栄中学校の災害ごみの仮置き場ですが、水害に伴うごみは腐敗しやすく、感染症のリスクも生じます。こども園のすぐ裏で反対側に給食センターもあり、場所が適切か疑問です。同じ旧昭栄中学校の跡でも、もっと東側のバックネットのほうに設置できたか、執行部の考えを伺います。また、金谷の農村公園等、ほかに候補地が挙がらなかったか伺います。

長生広域によると、今回の豪雨で出た茂原市、長柄町の災害ごみは、少なくとも1万4,000トン以上で、1年間で処理するごみの量の4分の1に相当するということですが、仮置き場のごみの片付けはいつまでかかるのか、計画はどうなっているのか伺います。

次に、被災者の支援、援助について伺います。

平成25年の災害の際は公共料金の減免措置がありましたが、今回の災害による減免措置はあるのか、あれば内容について伺います。

公共料金とは別に、いすみ市では、国・県の支援制度に該当しないひとり親世帯や障害者世帯、低所得世帯、そのような世帯に財政調整基金を取り崩し、支援を支給すると伺いましたが、本町では町単独で見舞金、支援金を支給しないか伺います。また、長柄町に対する義援金の配布はされているのか伺います。

最後に、一宮川の河川改修及び管理について伺います。

今回の災害は、ご存じのように大雨による一宮川の氾濫です。茂原市では、一宮川の氾濫に備え、支流、本流に調整池を設置し、護岸の嵩上げを実施しています。それでも防ぎ切れない災害が起きました。一宮川の管理は千葉県だと言われるかもしれませんが、駒塚橋から日栄橋の間、護岸工事を実施していた記憶が私にはあります。清水橋、天王橋の橋梁工事の際は河川協議を行い、河川の断面を決めているので、河川改修の計画はあると私は考えています。一宮川の河川改修はどうなっているのか伺います。

また、現在の一宮川の状態を見たことがあるでしょうか。河川の法面には竹が生え、崩れているところもあります。河川の中はごみだらけで、河床には土砂も堆積しています。これでは雨水が流れるはずがありません。町民の中には、河川の浚渫をしなければいけない、そういう声もありました。一宮町では、河口の浚渫、中洲の撤去を実施し、断面を確保し、今

回は氾濫はありませんでした。執行部は、一宮川の管理についてどのように考えているのか伺います。

また、徳増の新堀橋のところの堰ですけれども、管理は誰が、いつ、どのように実行しているのか伺います。

以上で一括の質問を終わります。柴田議員と同様の質問がありますが、どうかよろしくお願いたします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

1 項目めの台風21号に伴う大雨についてでございますが、1 点目の災害対策本部の体制についてであります。

午前9時に第1 配備、10時に第3 配備体制を執りました。第3 配備からは、災害対策本部設置であります。現在も、災害対策者対応のため、災害対策本部は設置しております。また、25日は、各部長、総務部、技術部、公安部、教育部が朝まで役場に詰め、11月7日まで24時間体制を敷いておりました。

2 点目の、防災無線による情報提供についてであります。10時に避難準備、高齢者避難開始の情報を発令し、その後、天候の急激な悪化のため、避難勧告、避難指示を発令しなかったものであります。本件につきましては、町民の皆様が、避難勧告により避難行動をされることを恐れ、自宅で避難を呼びかけたものであります。

また、レベル5の災害発生情報については、浸水が発生している旨お知らせし、繰り返し自宅内での避難を呼びかけたところであります。町民の皆様への伝え方につきましては、今後検証してまいりたいと考えております。

3 点目の課題と検証結果についてでございますが、現在も災害復旧対応の最中でありますので、今後、災害対策本部のメンバーで検証し、今後の対応に活かしてまいりたいと存じますので、何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

2 項目めの、こども園のメールについてお答えいたします。

園では、有事の際以外にも、園行事の連絡に無料のメール配信を活用しております。本町では小学校も活用しており、全国でも広く活用されている連絡用ツールとなっております。

ご質問のメール配信については、保護者全員の登録がなされており、登録者への一斉メールが可能となっておりますが、既読の確認や内容の理解について確認ができるものではありません。

ません。

3項目めの災害ごみの置き場についてでございますが、まず場所が適切かどうか、片付けはいつまでかとのご質問につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。できるだけ早期の搬出をお願いしてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

4項目めの被災者の支援、援助についてお答えいたします。

1点目の公共料金等の減免措置についてであります。長生広域におきましては、申請により水道料金が減免されることとなっております。

2点目の被災者に対する見舞金についてであります。本件につきましては、本議会におきまして補正予算の承認をお願いしております。千葉県から配分される義援金に加えて、町独自の見舞金の制度により、実施してまいります。

5項目めの、一宮川河川改修計画及び一宮川の管理についてでございますが、経過について千葉県に伺ったところ、一宮川の治水事業は、災害復旧事業により河口から日栄橋までの区間について、昭和43年までに完成し、その後、昭和45年の洪水を機に見直しが行われ、広域河川改修事業による二次改修、河口から瑞沢川合流点までの区間で進められているとのこととあります。

これに関連して、平成元年及び8年の茂原市街地の浸水被害を受け、激甚災害特別緊急事業で調整池の設置を進め、さらに平成25年の洪水を受け、国土交通省の100ミリ安心プランにより、重点的に事業が進められております。

これらの経過から、本町内には一宮川の整備計画はございませんが、今回の本町の甚大な浸水被害を踏まえ、被害軽減に向けた治水対策について、一宮川の管理者である県に対して要望活動に努めてまいりますので、議員におかれましても側面からのご協力をぜひともお願い申し上げる次第でございます。

最後に、徳増地先の新堀橋については、日常的な管理は自治会において実施していると承知しておりますが、流木等の障害物が非常に多いため、町においても、年に1回程度の撤去作業を実施しております。

以上で鶴岡議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） どうもありがとうございました。

最初の、大雨による防災無線の配信ですか、町の執行部といたしましては、状況について一生懸命に配信したと、それはわかります。ただ、受ける側が、それを聞こえなかった、確

認できなかった、それではしようがないと思うんですよ。その辺、何か良い方法というか、考えられるところはないでしょうか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

災害時の情報伝達につきましては、第1に防災行政無線というふうに考えておきまして、現在、子局が41局あるわけですけれども、確かに聞こえづらい地域があります。つきましては、戸別受信機を全世帯分用意してありますので、これらをぜひ活用していただきたいというふうに思っております。

これは啓発について、さらにしっかりと取り組んでいきたいと。現在3,000機用意してあるんですけれども、そのうち2,300機ほど配布してあるんですけれども、まだ取りに来ていない方もいらっしゃるの、これらについては、さらに啓発を進めたいと思います。

戸別受信機を設置いただければ、町中ほとんどの場所で情報が受け取れると思います。また、難聴の区域についても、外部アンテナの設置も行っておりますので、これらで対応いただけるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） すみません、最初にお礼言うのを忘れちゃったんですけれども、災害当時、第1配備、総務部から公安部までですか、一昼夜云々と、どうもご苦労さまでした。

それと、今の防災無線の配信の件なんですけれども、例えばなんですけれども、今、今後気をつけるということで、もうたればで、起きちゃったことはどうしようもないんですけれども、本来、レベル3でレベル4の避難勧告、それを出さなかったのは第2災害を防ぐため、それは私も了解できます。垂直避難、家庭内で避難してくださいと。ただ、その情報が聞こえなかったというのが、そもそもいけないと思うんですけれども、例えば私の自治会わかると思うんですけれども、金堀橋の十字路が冠水しちゃって通れない、鶯谷大橋のところが濁流でもう天王橋のところはもう通れないと。そうしたら、私の自治会、県道に出られないわけですよね。そうしたら、こども園にそういう情報が伝わって、こども園も冠水しちゃっているよと。床上まで水が来ちゃって浸水しちゃっていると。そういう情報が伝わってれば、お迎えはなかったんじゃないかというのが私の考えなんですけれども、その辺はいかがでしょう。不幸が起きなかったんじゃないかと考えているんですけれども、その辺が、無線が聞こえたか聞こえなかったかも関係しちゃうんですけれども、また、こども園のメー

ルでやりますけれども。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

情報につきましては、町内各所で浸水箇所が発生していますというような情報を防災無線で放送いたしました。議員さんがおっしゃるように、伝え方につきましては、町民の方がもっとわかりやすく、どこそことかいうことができればなおいいのかなというふうに思いますけれども、当時冠水が始まっています、朝から職員もパトロールに回っていたわけですが、途中からは出た者は戻れないような状況になっていまして、住民の皆様からの通報によってある程度の情報は知り得たわけですが、この伝え方については、わかりやすくというようなことで考えていかなきゃいけないかなと。

もう一点は、レベル3が避難準備、高齢者等避難開始なんですけれども、今回のような急激な雨を記録した場合に、レベル3を待っていると遅くなるというようなことも経験しましたので、極端に言うと、雨が降る前に避難情報を出すとか、急行するとか、救援するとかということも、どこかで頭の中に置きながらやらなきゃいけないのかなというふうに思います。

この前については、冠水、浸水が始まってからは、迎えに来ないでくださいというようなことでお知らせしました。確かに、メールについては片側通行になっていますので、受けとめた方がわかったかどうかということについては、大事な情報でありますので、伝え方については、町としてもよくよく考えていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） いつまでやっても進まないと思いますので、次に行きたいと思えます。

消防団、11時半ごろ、一宮川が氾濫しているとの連絡情報が役場のほうにあったという話を聞きましたけれども、第8支団との連絡、それはとり合ったのか、執行部より何か依頼があったのか、また、この防災計画書によりますと、消防団の幹部は本部に集合するようになっておりますけれども、消防団のほうの配備はどうであったか、その辺を伺います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

消防団第8支団につきましては、当日、災害対策本部、設置前に支団長と相談しております。雨も強くなったということで、消防団については自宅待機ということで支団長に、各団

員にお願いをしたところでございます。消防団の応援をお願いするときには、直ちに出勤できるようにしているということで、待機をお願いしておりました。

消防団からの11時半というのは、消防団には個々に被災の状況を報告してくださいということでお願いしていませんけれども、消防団の方から連絡があったということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 易しく言うと、支団長とだけ連絡をとり合って、支団長は役場に来て、ほかの幹部たちは役場には来ていなかったと、そういうことでよろしいですか。

わかりました。

それでは、次なんですけれども、先ほど災害の課題と検証のメンバーについては今やっている、詳細については詰めているところだという答弁をいただきましたけれども、メンバーについては役場だけでしょうか。どういうメンバーが入っているかわかりますでしょうか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 先ほど町長から答弁したとおり、まず災害対策本部の中で検証した上で、関係機関、消防、警察、消防団とも、検証の場を設けたいと思っております。

また、それらのことについては、その後、自治会長さんともよくよくそういったお話をする機会を設けなきゃいけないなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 行政だけの課題と検証でなく、災害に強い町をつくるためにも、消防、つらいところなんですけれども、被災者等もお願いするとか、あと議会等からも委員さんをお願いするとか、各方面からお願いして検証委員会を立ち上げていただければと思います。

これは今、要望というかお願いでございます。

次に、こども園のメールについてなんですけれども、既読の確認、メールの確認はできていないという答弁でしたけれども、私はこれが一番肝心じゃないかと思うんですけれども、その辺は執行部はどう考えているのでしょうか。

○議長（星野一成君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

現在、町で使用しておるメールが、構造上そのような形で確認ができないということにな

ってございますので、このあたりはただいまご指摘をいただいたこともございますし、今後の研究課題として捉えてまいりたいというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） メールを送っているのは、多分母親にメールを送っているのが90%以上だと思うんですが、8割以上だと思うんですよ。ただ、その母親にメール、マチコミメールですか、それでメールしたものが、母親が主だと思うんですけども、実際に迎えに行く人が母親ならばいいんですけども、実際、迎えに行く人が母親でなくて父親とか、おじいさん、おばあさんになった場合、母親にメールが行っても、そのメールを家族で共有する、今、保育園、こども園がこういう状態で危ないから、冠水しちゃったり浸水しちゃったりしているから迎えは控えてください、それは、ママ、お母さんにだけ行って家族のところに届かない。そういうことが起きる可能性が大だと思うんですよ。

今回の事故もそれが私は原因だと思っているんです。ただ、迎えに来いというメールを出して迎えに行かなかったならば、それを確認する。その辺も必要なことじゃないかと思うんですけども、これはその前の災害についての検証ですか、その辺で全部ひっくるめて検証云々をしていただきたいと思えますけれども、これも答弁はいいです。

マチコミメールだと、既読とか確認ができないメールだと。そういうメールだということを知りましたので、仕方ないことかなと思いますけれども、ただ、確認の方法ですね。防災無線で確実に町民に聞こえるようにする。こども園から来たメールが家族全員で共有できるようにする。ママさん、正直なところ、お母さんが日本人ならいいかもしれないですけども、外国の人だったらメールが来ても漢字が読めないとかそういう、意味がわからないメールというものもあるかと思うんですけども、その辺も気をつけていただきたいと思えます。

次に、災害のごみ置き場の件なんですけれども、位置について、ちょっと答弁が抜けちゃったかと思うんですけども、昭栄中のバックネットのほうにするとか、金谷の公園ですか、その辺にするとか、ほかにも案が出なかったんでしょうか。

○議長（星野一成君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁の中でもお伝えしましたがけれども、規模や浸水地域などから旧昭栄中に決まったということで、議員さんおっしゃるように、金谷の農村公園なんかいかがですかという話だと思うんですけども、それにつきましては、金谷は、あそこは浸水しておりました。

て、現在進入路も被災を受けて、災害で今後工事を進めてまいる所存でございましたので、そこはちょっと無理かなということでございます。

あと1点、昭栄中の何であの位置にしたかということだと思いますが、搬入搬出の経路等をとる上からも、あの体育館の周りが一番、広さ的にもとりやすかったということで、あの位置に決定をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 執行部は、大災害の後で急いで災害ごみの仮置き場等を決めて、大変だったと思いますけれども、私が現場を見る限り、県道のほうからごみが丸見え。仮設等の関係が何も考慮されていないと。昨日通ったら、ブルーシートがかけてありましたけれども、今日、議会で質問しちゃってあれなんですけれども、もっと早くブルーシートをかけるとか、仮設で目隠しをするとか、そういう配慮をしたらいんじゃないかと思うんですけれども、執行部の考えはいかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

仮置き場の話でございますけれども、この辺は、先ほど議員さん、広域の議会の報告もありましたけれども、運営につきましては広域と協議しながらしております。その辺の必要性についても協議中でございますけれども、風の影響等を受けやすく、ビニールシート等だと逆に危険だとか、そういうご意見もございますので、今後も協議しながら、早期に搬出のほうを心がけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 大体、執行部の答弁等は、はっきりしたもの、白か黒かはっきりしないところは良いところなんですけれども、悪いところでもあるんですけれども、早く片付けるということなんですけれども、年内にごみは片付け終わるのでしょうか。

○議長（星野一成君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

先ほども議員さんにおっしゃいましたけれども、広域の負担金で払っていることから、広域が直接契約しているということなので、計画を聞いていないわけではございませんが、今のところ、先ほど言った整地等も含めて、年度内には終わらせたいということで……

〔「年内」と呼ぶ者あり〕

○建設環境課長（内藤文雄君） 整地を含めて年度内ということで伺っております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 了解しました。

次に、被災者の支援援助についてお聞きしたいと思います。

今まで、宅地内の土砂崩れ等は、自分のことは自分でと執行部が言っていましたけれども、今回補助金要綱を作りまして、土砂撤去について補助金を交付すると。大変良いことだと私は思っております。執行部に感謝いたします。

ただ、その補助金の要綱、聞いたら本年度だけという話を聞いたんですけども、土砂崩れの現場を見ると、土砂が崩れた両側、表土が崩れたところと同じ表土がそのまま残っていると。今度6月ですか、梅雨どきになったらその土砂がまた落ちるんじゃないかと。ですから、その補助金要綱を、今年度だけの適用じゃなくて、来年度以降もその補助金要綱を適用させられないか、その辺、執行部の考えを伺います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 土砂の撤去の補助金につきましては、今回の台風15号から19号、10月25日の大雨の被害が甚大ということに鑑みまして創設したものでございまして、今のところ、この災害についてというふうに考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） その辺はまたよく考えて、梅雨どき、甚大な被害を及ぼす可能性もある。味庄なり長柄山、見たと思うんですけども、表土が残っちゃっているんですよ。あれは結局、真ん中が崩れたということ。いつか同じことが起こりますよ、私が思うには。あれだけの高さで、真ん中が崩れて両脇残っている。あの表土は、また水を含めば落ちますので、そうしたらその真ん中が落ちたときと同じ被害になる。

その真ん中が落ちたときは補助金を出す、両側が落ちたときは補助金を出さない。それじゃいけないと思いますので、その辺、予算の関係もあるかと思いますが、議員の給料をカットしてでも、そちらに充てていただければと思いますので、よろしくお願いします。

あと、長南町で、私聞いたんですよ。民家の裏に、法枠ブロックをやってありますので、長南町の課長に聞いたならば、治山事業で実施したということをお教えいただきました。全て

長柄町が当てはまるとは思いませんけれども、味庄、長柄山等の被害を受けた家の裏山を見ると、この治山事業の検討をする価値は十分あるかと思えますけれども、執行部の考えを伺います。

そして、その事業が認可された場合、国が50、県が25、個人負担が25とか、補助金の割合が出ますけれども、個人の負担の補助を、土砂の片付けで補助金要綱を作ったように、治山事業においてもプラス町が10%出して、50、25、10、個人が15とか10とか、個人の負担を軽減する、そういう援助をする考えがないか、その2点お聞きします。

○議長（星野一成君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

柴田議員さんの質問の中にありまして、町長が答弁したんですが、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業、これが国50、県50ということで、100%個人負担なしでできる仕事でございます。長柄山、それから下味庄等が、今のところ該当するのではないかとということで事務手続を進めておるところでございます。

そして、その事業に採択要件がございますので、該当しないものにつきましては、林地崩壊防止事業というものがございます。これにつきましては、国・県で80%でございます。20%が地元負担。この地元というのは、町と受益者である個人というふうに考えております。

鶴岡議員が言われるように、じゃ、この20%の中、町がどのくらい補助するのかというようなことでございますけれども、今のところ、20%のうちどのくらい町が持つというようなことは、今この場で、内部協議が調っていませんので申し上げることはできませんけれども、私個人の考えでは、町も少し持ったほうが良いのではないかとというふうに考えております。庁内の合意形成を図った中で、正式に決まりましたら、また住民等に周知していきたいというふうに考えております。

もう一点ですけれども、それにも該当しないというようなものがございます。採択要件、この2つの事業に該当しないものがありまして、それは小規模治山事業ということで、県が3分の1でございます。地元が3分の2。先ほど言いましたように、地元は町と、それから個人でございます。この辺につきましても、この2つの事業について採択要件に該当しないものにつきましては、なおかつ、それでもやってもらいたいというような方につきましては、この小規模治山事業で進めていきたいと思えますけれども、地元負担が大きいものですから、その辺につきましても、まず内部で合意形成を図った中で、どのくらい個人に負担を求めるとかというふうに考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） これは難しいところなんですけれども、一番最初、産業課長が言った補助事業は、国が50、県が50で、個人負担がないということでもございましたけれども、その後、国・県で80。次のやつは3分の1と3分の2で、町と個人が3分の2を分けるから3分の1ずつかと思うんですけれども、住民にしてみれば、裏山の整備、何をやっても同じなんですよ。あそこの家で裏山の工事をやった、こっちのBさんの家で裏山の工事をやった。その工事が、最初に言った100%の補助の工事か、80%の国・県の事業か、3分の1、3分の2の事業か。住民の人にしてみれば関係ないんですよ。裏山が崩れないように工事をする、それは全部同じなんですよね。国・県で50、50で100出て、そういう事業があるならば、長柄町も全部100%でできるような体制というのはいけませんでしょうか。

○議長（星野一成君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

これは国の採択要件でそのような形で決められておりますので、この採択要件に合わないものにつきましては、補助対象、補助金の額が違ふ、補助率が違ふというふうになっております。

確かに、鶴岡議員が言われるように、地元にしてみれば全く同じことだというふうに思います。実際、長柄山でも味庄でも、地元負担なしでできる事業と2割の補助金をもらう地元負担が生じる事業が、同じ集落の中で発生しております。非常に、私ども町といたしましても心苦しいところがございます、県に何とか地元負担ゼロでできるほうの事業採択に持っていつてくれないかということで、県は国のほうに3度交渉に行ってくれました。でも、国はあくまでも、国の決めた採択要件に合わないものにつきましては駄目だよというようなことで、県も非常に、3度も行ってくれるというのはめったにないようなことだと思いますけれども、その分、町もお願いしたから行ってくれたというようなところでございます。

治山事業というのは非常にお金がかかります。今、概算ですと、1件当たり2,000万円ぐらいの負担になるかというふうに考えております。これは概算ですけれども。そうしますと、1件当たり400万円ぐらいのというようなところでございまして、財政の関係もありますし、個人の応分の負担というものもある程度は仕方がないのかなというふうに考えておるところでございます。お気持ちはよくわかります。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 気持ちがわかっていただいたところで、よろしくお願ひするとしか言いようがありませんけれども、どうか良い方向に、執行部のほうで頑張ってお願ひしたいと思います。

次に、最後、一宮川の河川改修なんですけれども、茂原市の定例記者会見で、浸水は県・国の落ち度であると、定例会で茂原市長が発言しております。それで茂原市は、河川については、河川の水流通の障害となった竹や樹木の除去、河川の垂直断面の掘削による流量の確保と市街地の堤防の1メートル以上の嵩上げとか、そういう応急対策を求めていくということが謳われておりますけれども、長柄町では県のほうにお話をし、河川改修はもうなくなったという話が出ていましたけれども、県のほうに要望はしたんでしょうか。したならば、どんなことを要望したか。その辺伺います。

○議長（星野一成君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、町長の答弁の中でも要望していききたいということでありましたけれども、県のほうからも、先ほど、被害の大きかった長南町、長柄町、茂原市でそういう会を立ち上げて、これから協議を進めていくということを伺っておりますので、その中で話は進めていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 要望の内容は、まだ全然白紙ということですか。

○議長（星野一成君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） まだ会も立ち上がっておりませんので、この会が来年早々にも立ち上がると聞いておりますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 県道に草が生えれば、県は草刈りをしますよね。河川の法に竹が生えても、竹は除去しない。河床に泥がたまってそのまま。こういう状況ですよね。これを何とかするような方向に持っていかなくちゃいけないと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

確かに、議員さんおっしゃられるとおり、長柄町の一宮川上流の水上川も含めまして、議員さんのおっしゃられるような状況は長く続いているものだと思います。先ほども、茂原市の要望内容を議員さんおっしゃられましたけれども、長柄町においても長柄町に合ったような要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） こういう大きな災害が起きないように、河川の整備云々をどうかよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、徳増の新堀橋、形態を見たことがありますか。橋の中に橋脚がたしか2つあって、止め板も、はめられるような状態になっていて、あの橋に橋脚は要らないと思うんですよ。それで、近所の人に聞いたらば、もう止め板は使っていないと。そのまま流しっ放しだということなんですけれども、そうしたらあの程度の橋で橋脚は要らないと思うんですよ。

竹、先ほど自治会で片付けている、町でも年1回片付けているという話を聞きましたけれども、今の状況自体が、もう雨が降るたびにあそこに竹が詰まる、土砂が堆積する、そういう状態でありますので、もうそれを繰り返すのであれば、橋自体の改修。もうあの橋を、極端に言えば、あそこを通る人ってそんなにいないと思いますので、自治会なりの了解を得て橋を撤去しちゃって、河川の断面を確保するとか、橋脚を撤去するとか、その辺、大幅な改修計画云々というのは頭に浮かばないでしょうか。

今のままだったら、永久にあそこが邪魔になっちゃうと思うんですけれども、邪魔になって水が流れない。いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

ただいまご質問の新堀橋でございますが、50年程度経過しているものと思われまして、おおむね。止めの部分は、やっぱり昔の水利組合で管理していた施設だと思われまして。橋については、町のほうで管理している状況でございます。

橋の架け替えについては、今までもそういう要望も町のほうには寄せられてございませんでしたので、要望につきましては、竹の撤去という面では請け負っていただきましたけれども、それは年1度程度の除却で済ましている状況でございます。架け替えにつきましてはの検討は今までもしたことがございませんでした。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 撤去する予算というのは、どのくらいかかっているんですか。

○議長（星野一成君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） それは、年一度の竹の撤去ということでしょうか。

おおむね、ちょっとはつきりはわかりませんが、30万円程度だと考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 2つ連続で質問しちゃったからあれなんですけれども、河川、橋の改修工事の要望もないから考えていないということなんですけれども、あそこの川の断面をキープするために、橋を全部撤去しちゃう。そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 田中副町長。

○副町長（田中武典君） 鶴岡議員のおっしゃる新堀橋が流下能力を阻害しているというようなお考えだと思います。私もそう思います。

今後、新堀橋の必要性、止め場の必要性、そういうものを、止め場は、私の認識ですと、岩川の大型の止め場があるので、長富の止め場までは、今まであったものについてはもう使われていないというふうに認識していますけれども、こちらの新堀橋の取り扱いについても、一つの案として、今、鶴岡議員のおっしゃられたことも一案だと思います。

それも含めまして、今後、そこの流下能力の阻害物件の除去については、先ほど内藤課長も申しておりましたが、長南、長柄、茂原3町で合同の一宮川の治水事業につきまして協議してまいりますので、その中でまた検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 答弁ありがとうございました。よくわかりました。

今後、全て、私がちょっと皮肉っぽいことを言っているのも、町のためだと思って我慢していただいて、どうか今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（星野一成君） 以上で鶴岡喜豊議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

休憩 午後12時13分

再開 午後 1時15分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（星野一成君） 次に、8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 皆様こんにちは。8番、本吉敏子でございます。よろしくお願いいたします。
します。

今年は台風15号、19号、21号による集中豪雨におきましては、お亡くなりになられた方には、心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、家屋等の被災を受けました被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

そして、町職員の皆様には、台風と豪雨での大規模災害への長期の対応と、町社会福祉協議会を中心に災害ボランティアセンターの開設運営において活動・支援をいただきました多くの各団体、県外等からのボランティアの皆様には、被災者に寄り添った温かいご支援をいただき、この場をお借りいたしまして、心より感謝申し上げます。

未だかつてない、また経験したことがない大規模災害に遭い、被災された皆様はまだまだ復旧の目途が立っていなく、不安を抱えて年末を迎えようとしております。当局におかれましても、町民の生命と財産を守るために、寄り添った支援、課題、生活再建に向けて、しっかりバックアップをしていただけるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

1項目め、小児がんなどのワクチン再接種についてお伺いいたします。

ある新聞に、白血病と闘った子供のお母さんの手記が掲載されておりました。このときの模様を新聞記事の報告により要約させていただき、少しお話をさせていただきます。

2歳の娘が急性骨髄性白血病と診断され、翌年の平成30年1月に骨髄移植の手術を控えており、骨髄を提供してくれるドナーは6歳になるお姉ちゃんでした。家族が一丸となって娘の病気と必死になって闘っているご両親は、突然の発症、病名を知らされ、目の前が真っ暗になったそうです。父親は海外赴任から急遽帰国。夫婦で支え合いながら看病を続けていた

そうです。そんなある日、医療ソーシャルワーカーさんと相談する中で、骨髄移植手術を受けた人は接種済みの予防接種の抗体が失われてしまうことがあるため再接種をしなければならない可能性がある、つまり骨髄性白血病移植手術を受けると、子供のウイルス抗体がなくなってしまう娘さんを感染症から守る抗体がなくなるかもしれないことに家族は愕然とし、また、全額自己負担になると聞き大変驚いたことでした。この、娘さんの病気と必死に闘うお母さんのお声に応えるべく、早速、地元の市からワクチンの再接種の全額助成、また、平成30年の4月より実施されることになったそうです。娘さんは、今年1月31日に骨髄移植を受け、4月14日に無事退院され、抗体はなくなりましたが、家の中で元気に遊べるまでになりました。今後ワクチンの再接種を受けるそうです。とのことが載っておりました。

全国的に、年間約2,000人から2,500人の子供が小児がんと診断されておりますが、ワクチン接種の助成についての町の現状と町の見解についてお伺いいたします。

次に2項目め、防災対策についてお伺いいたします。

昨年の7月の豪雨の教訓を踏まえ、内閣府は今年の3月、住民が自らの命は自ら守る意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会構築に向け、住民が主体的に避難行動がとれるよう、5段階の警戒レベルによるわかりやすい防災情報の提供や、避難勧告等の市町村が、災害発生情報の発令などに関するガイドラインが改正されました。本町では、地域防災計画に基づき、平成28年4月には避難勧告等の判断基準、伝達マニュアル概要版、風水害、また土砂災害の冊子も策定されております。その中の避難情報の判断基準及び伝達には、住民の避難は災害の発生による人的被害を最小限にし、その拡大を防止する上で最も重要な対策の一つとして位置付けられ、避難の必要があると町長が認めるときは、避難の勧告、指示をすることとなっております。

そこで1点目、避難勧告等に関するガイドラインが改定されましたが、台風15号、19号、また、10月25日の大雨の避難情報をどのように情報発信されたのかお伺いいたします。

次に、2点目、平成26年、28年と議会定例会でも地域防災計画の会議に女性委員の参画を提案してまいりました。地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施のためには、女性の視点、日常の生活者の視点の女性の参画を拡大することが大変重要であると考えます。防災会議における女性の登用については、内閣府からの通達があり、市町村防災会議の委員に占める女性の割合を高めるようにとの依頼が県を通じて来ていると思います。特に、災害対策における女性の視点が重要であると考えます。

そこで、地域防災計画の防災会議における女性委員の登用について、本町の見解をお伺いいたします。

次に、3点目、これも以前に議会定例会で質問をさせていただきました。

災害時の地域防災力向上を図るためにも、地域防災リーダーの育成が大切ではないかと質問をさせていただきました。そこで、女性防災リーダー養成の取り組みについて、本町の見解をお伺いいたします。

次に、4点目、今回の災害のように広範囲にわたる災害が発生した場合、行政機関の救助活動が十分に対応できないような場合は、地域の人々が自発的に防災活動を行う自主防災組織が重要であります。災害時の地域防災力の向上を図るためにも、防災士養成講座の取り組みと、災害コーディネーターを養成する研修会が必要と考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

次に、5点目、今回の台風15号、19号で、防災行政無線システムを使用した災害情報対策は多くの課題が見えたのではないかと思います。防災行政無線の難聴地域における情報伝達手段と停電が発生した場合の通信手段を、今後どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、6点目、町が実施している町民参加型の防災訓練、各地域で実施されている自主的な防災訓練がありますが、職員向けの災害対策本部設置運営訓練を風水害と震災の災害種別ごとに交互に実施してはどうかと思いますが、考えをお伺いいたします。

次に、7点目、今回、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを立ち上げ運営され、初めてのことでしたが、10月29日から11月29日まで約1カ月間、家屋内の清掃、片付け、家財の移動、畳上げ、泥かきなどの支援活動、359件、延べ2,718名、まだ継続で入られている方もおりますが、北は北海道から九州から、習志野市議会からも6名、長生郡市内の町長夫妻も、この長柄町にボランティア活動に来ていただきました。車両、資機材、物資などを提供くださった皆様、また、県下から社会福祉協議会の職員の皆様、町ボランティアの皆様が一生懸命約1カ月間取り組んでいただきました。職員の皆様は、ボランティアセンターが終わってから、通常業務に毎日夜中まで勤務されていたのが実情でした。

そこで、町災害対策本部との連携等はどうなっていたのかお伺いいたします。

次に、8点目、地域防災計画の中にボランティア協力計画にもありますが、災害時に迅速な受け入れができるよう、受け入れ調整体制を整備するとともに、活動の中で指導的な役割を果たすボランティアリーダーの養成に努めるとあります。地域防災計画が策定されてから何年経ったのでしょうか。災害ボランティアセンター運営支援について、災害ボランティア

リーダーの養成講座や、災害支援ボランティアの講座が必要と考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

1項目めの小児がんのワクチン再接種についてお答えします。

ワクチンの再接種に要する費用の助成制度につきましては、昨年の7月の調査では、全国1,741市町村のうち、89の市町村で何らかの助成を行っております。厚生労働省では、予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において今後検討してまいりたいとのことでございますので、国の動向に注視し対応してまいりたいと思います。

次に、2項目めの防災対策についてお答えいたします。

1点目の台風15号、台風19号及び10月25日の大雨の避難情報の発信についてであります。いずれも防災行政無線で避難情報を発信いたしました。台風15号におきましては9月8日14時に、台風19号におきましては10月12日9時に自主避難要請を発令いたしました。10月25日の大雨につきましては、10月25日10時に避難準備・高齢者避難開始の情報を発令いたしました。

2点目の防災会議における女性委員の登用についてであります。次回の防災会議から、女性委員をお願いする予定であります。

3点目の女性防災リーダーの養成についてであります。今後、予定しております災害コーディネーター養成講座の場を活用し、地域防災力の充実、育成に努めてまいりたいと存じます。

4点目の防災士養成講座及び災害コーディネーターの養成に係る講習会についてであります。災害コーディネーター養成講座につきましては、本年度の予算に計上したところであります。現在、日程調整が難しい状況ではあります。準備が整い次第できるだけ早期に開催する予定であります。

5点目の防災行政無線の難聴地域における情報伝達手段及び停電時の通信手段についてであります。まず難聴地域についてですが、町民の皆様には戸別受信機の設置をお願いしております。また、一定のエリアがあれば子局の増設も検討できます。

次に、停電時の通信手段であります。防災行政無線が第一の手段と考えておりま

す。防災行政無線には、親局、中継局、再送信子局、子局、それぞれバッテリーを装備しておりますので、3日間は情報伝達の手段が確保されております。

戸別受信機につきましても、乾電池での使用が可能です。防災行政無線が使用できない場合には、関係機関の協力も仰ぎながら、広報車等による広報を実施いたします。国においても、情報伝達手段の多重化を推進している状況も踏まえ、一層の充実に取り組んでまいります。

6点目の職員向け災害対策本部設置運営訓練についてであります。ご提案のとおり、今回の災害を踏まえ、実施してまいりたいと存じます。

7点目の災害ボランティアセンターと災害対策本部との連携についてであります。社会福祉協議会事務局長には災害対策本部への同席をお願いし、情報の共有、協力連携に努めたところであります。災害復旧にはボランティアの皆様のご協力が非常に重要と考えておりますので、今後も密接な協力連携体制の確立に努めてまいります。

8点目の災害ボランティアセンター養成講座及び災害ボランティアの講座についてであります。4点目の災害コーディネーター養成講座の中で、リーダーの養成を実施の予定であります。その後に、そのリーダーを中心に社会福祉協議会と連携し、幅広くボランティアの養成を実施したいと考えております。

以上で本吉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） それでは、自席にて質問をさせていただきます。

最初に、小児がんのほうについて質問をさせていただきたいと思っております。

町長の答弁からは、国の動向に注視をしてということで答弁があったと思っております。小児がんの年間発症数は、全国的に2,000人から2,500人と少ないですけれども、がんは小児の病死の原因の第1位ということになっております。長柄町において、小児がん等による免疫を失って、予防接種の再接種が必要な小児の人数はどのぐらいいるか、わかりましたら教えていただければと思っております。

○議長（星野一成君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

改めて調査を行っておるわけではございませんけれども、過去10年来、相談件数はございませんので、該当者はいなかったものと認識してございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） いないということで少し安心をしました。

次に、小児の頃に接種するように国が指定している予防接種というのは何種ぐらいあるのか、また、ワクチンの種類によっては複数回接種が必要だということだと思いますけれども、もし仮に全て抗体を失った場合、金額だとか、自己負担で再接種を行った場合、どのぐらい費用がかかるのでしょうか。わかりましたら教えていただければと思います。

○議長（星野一成君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

法令で定められているものは11種ということで、来年10月からはロタウイルスの接種も始まるということで、計12種かと思われます。

その上で、かかる費用でございますけれども、約30万円前後を要するというふうに聞いてございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） もし治療によって抗体を失った場合とかは、小児がんや心臓疾患等の長期間にかかる治療で、定期予防接種の対象年齢内で予防接種ができなかった場合もあると思いますけれども、こうした場合の対応というのはあるのでしょうか。

○議長（星野一成君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

先進事例を拝見いたしますと、これも様々でございまして、15歳であるとか18歳であるとか20歳であるとか、ばらばらなんですけれども、この辺も実際に制定する上では重要なところになるかと思しますので、その際には十分慎重に審議したいというふうに考えるところでございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 小児がんに関しましては、治療の経過が成人に比べて長いということが言われております。その中でも、長期に渡って健康面の不安もさることながら、入院や治療中の、また、治療後の長期に渡るケアだとか、経済的支援がどうしても必要になってくると思いますので、今後また何かありましたら、ご家族の支援をしっかりと、手を差し伸べていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、そのまま大丈夫でしょうか。すみません。

次に、防災対策についてお伺いさせていただきます。

避難情報に関しましては、15号、19号、また25日の大雨ということで、お話を伺いました。今回、本町では避難勧告等に関するガイドラインが、昨年改定されましたけれども、その見直しというのはされたのかどうか伺いたと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

避難に関しまして、避難勧告等の判断基準伝達マニュアルについてはそのまま運用しております。ガイドラインについてはもちろん承知しておりますが、それらも加味しながらどうか、それを中心に発令しているというようなところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 避難情報の発令についても、発令判断基準を参考に判断して、また町が決定することになってはいますが、その改定というのもされたんでしょうか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

避難勧告等の判断基準伝達マニュアルについては、平成28年に策定したものを運用しております。新しいガイドラインにつきましては、レベル1からレベル5ということで、そういったことですが、わかりやすくということで、それらの判断は市町村が行うことになってはいますので、それらの情報も判断基準とあわせて発令するというようなところでございます。

実際に、こういった大雨を経験しますと、わかりやすさでは確かにそうなんですけれども、レベル3で避難準備ということですので、私共、実際こうやって経験してみますと、その基準どおりというか、それよりも早目の判断が必要なのかなというふうに、現場では感じております。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 先ほど、地域防災計画の避難情報についての、どのようにされたのかということでお伺いしました。地域防災計画の災害広報計画では、住民に対し防災情報等の周知に努めるとありますが、その伝達方法には、町からの警報の呼びかけや避難情報などは防災行政無線、また広報車、緊急速報メールや、職員、消防団、自主防災組織等による直接的な声かけ、また、報道機関に広報要請するなどの手段により速やかに伝達すること

になっていますけれども、先ほどのお話を聞きますと、これはスムーズに伝達ができたのかどうか、現状はどうだったのかお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

今回、15号、19号、25日の大雨につきましても、いずれも防災行政無線でお知らせしたということでございます。その他のツールにつきましても必要に応じ使っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） どうして今回は防災行政無線だけだったのでしょうか。その理由を教えてくださいいただけます。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

今回、大雨で冠水ということで、広報車等は活用できません。また、消防団についても、消防団の安全確保ということも考えまして防災無線のみというような結果となっております。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） それでは、自治会だとか連絡班、また自主防災組織との連携はとっていたのかお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 今回といいますか、これまで災害について、その情報について、自治会あるいは自主防災組織との連携はとっておりません。今後、それは課題といいますか、取り組みは考えていかなきゃいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 今まで何度も質問させていただいたことがあるんですが、町独自のエリアメールというのがあると思います。そういうときに、今回、先ほども防災行政無線が聞こえが悪かったりとかいろいろな、広報車も今は、大雨の冠水の状態だったので出られないということがあったと思いますけれども、なぜ町独自のエリアメールを使わなかったのか教えてくださいいただけます。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

なぜということではないんですけれども、今回は防災行政無線でお知らせしたということ
でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉議員。

○8番（本吉敏子君） 台風15号、19号のときもそうでしたが、エリアメールも一切出ていな
かったと思います。市原市だとか茂原市はどんどん入ってきますけれども、長柄町は一切な
いということで、ぜひ活用していただければいいのではないかなというふうに思いますが、いか
がでしょうか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

そのように対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 次に、先ほど、町の防災会議には、これから女性の参画ということで、
次回からという話があったと思います。長柄町の防災会議における女性登用に関して、国は
30%までは女性委員の割合を占めていくということで目標がなっていると思いますが、次回
からということですが、どのぐらいの状況を考えているのかお伺いできればと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えいたします。

防災会議の女性委員につきましては、自主防災組織あるいはその学識経験者の中から選任
したいというふうに思っています。各関係機関の長という方が、男の人が多いので、できる
だけ3割に近づきたい考えはありますけれども、警察とか消防とか、行政機関の充て職にな
っている方々がほとんど男の方なので、その辺はその他の中から女性の方を多くお願いした
いというふうに考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 防災会議は、今度いつ開催する予定なんですか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 防災会議を早く開催しなきゃいけないんですけども、準備が整っていないので、準備ができ次第ということで考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ早目に防災会議を開きながら、今回の状況だとかも踏まえながら、していただきたいと思います。

次に、自主防災組織というのは現在、長柄町、幾つ設立してあるのか教えていただければと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 33でございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 先ほど町長からは、今後、災害コーディネーターの養成をしていく、研修会を開催していくというお話があったと思います。全国の自治体では、地域防災力強化のために様々な取り組みが行われています。近年では、防災士は地域防災力強化に貢献すると注目を集められておまして、自治体による地域防災力向上の取り組みの一つとして、住民の皆様に防災士の資格取得を奨励し助成金を交付する自治体が多く見られております。管内というか、長生郡市の中では長生村でも、助成金を出して防災士取得をされているところでもありますけれども、本町も講習会の参加費用の一部助成を検討する考えはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 考えてみたいと思います。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひよろしく願いいたします。

次に、今回の防災行政無線のシステムについて、ちょっとお伺いできればと思います。

町長はテレビの出演でも、戸別受信機が3,300戸ということをおっしゃってございました。子局が、先ほども41局あるということをお話がありまして、これからも増設等を考えていければということをおっしゃってございましたけれども、子局に関しまして、こだまになってしまってよく聞こえないという、外の防災行政無線が付いているんですけども、余りにも茂原からの情報が入って、一緒に入ってきてしまったり、また、ちょっと響いてこだまになってしまっていて聞こえづらいというのがあるんですけども、増設する前に、どこが聞こえて、どこが聞こ

えないのかということ、把握をしっかりとしてから、この防災行政無線の難聴地域というのをしっかりと見ていかなければいけないのではないかと思うんですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

子局につきましては、当初36局増設をして、今41局なんですけれども、当初は町内全域に効率よく聞こえるようにということで調査をして設置したものでございます。その上で、難聴の区域があるということで、その後、増設はしたんですけれども、極端に言えば1軒に1局、子局を付けるわけもいきませんので、そこは戸別受信機でカバーしたいというふうに考えております。子局の設置場所につきましては、町のほうでこの辺のエリアということで、当時、自治会の皆さんとも相談して、場所によっては集会所の近くとか、そういったところに設置しているケースが多いのかなというふうに思います。

先ほど町長も答弁いたしましたけれども、子局については、一定の戸数があれば、ご相談させていただいて、可能であればということで、現状41局ありますので、当面は戸別受信機のほうで対応が可能であれば、そのようにお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 戸別受信機に関しましては、停電が発生すると電池にということでもありますけれども、皆さん、知らないでそのまま使っている方とか、聞こえないという方とかも結構いますので、その辺の周知の方法をしっかりと考えていただきたいなというふうに思っております。

次に、町が実施している防災訓練なんですけれども、毎年11月前後でされていたと思います。これから職員向けの災害対策本部の設置だとかそういう、交互に実施していくということでお話があったと思うんですが、また、毎年、私も要望書の中には書かせていただいているんですが、意識付けのためにも、シェイクアウトの訓練というのもとても大事ではないかなと思うんですが、その辺はどのように考えていますでしょうか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） そういったものも、ぜひ検討して取り入れていければというふうに思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは、町災害対策本部と今回の社会福祉協議会と災害ボランティアセンターについてちょっとお伺いさせていただきます。

大災害の発生時には、災害ボランティアセンターとの開設となって、多くのボランティアを受け入れることになりましたけれども、運営体制等はどうだったのかと。先ほども事務局に災害対策本部の中に、局長に入っていたという話があったと思うんですけれども、状況等は、毎日、よくわかったのでしょうか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 発災から本日まで、災害対策本部の会議、33回やっていますけれども、局長さんに来ていただいて、逐次状況は報告いただいております。こちらの情報も同様に局長さんにもお伝えしておるところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ボランティアセンターの本部に、町が入って、職員の方が入っておりませんでした。今回は社協の職員だけの運営だけでは、一部の人だけということで、実態がわからなかったのではないかなと思います。その中に、本部の中に、パイプ役というのが必要だったと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） その点につきましては、今後検証していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 今後、ないことが一番ですけれども、ボランティアセンターの運営強化のためにも、ぜひ模擬訓練、今回初めての災害ボランティアセンターということを立て上げていただきまして、その中でも皆さん本当に必死にやっていただいたと思います。今度、模擬訓練だとかそういうことも取り入れながら、入れて考えたほうがいいのではないかなというふうに思いますが、当局の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

その点につきましては、社協のほうと相談しながら、可能であれば、そういったものも取り入れたいというふうに思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 避難所開設について、ちょっとお伺いしたいと思います。

銚子の气象台から情報や、また千葉県雨量・水位情報だとか、また土砂の災害警戒情報を確認して、風水害、また土砂災害対策のための勧告等基準、また、伝達マニュアルに基づき対応されておりますけれども、本町の場合は、避難所の開設と福祉避難所の開設についての取り組みについて、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 福祉避難所につきましては、福祉センターを指定してありまして、今回、これまでもそうなんですけれども、一般避難所と福祉避難所を兼ねて活用しているような状況でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 避難所運営マニュアルというのは整備されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 避難所運営マニュアルは、まだ策定してございません。していません。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） これはぜひ整備してもらいたいなと思っております。今回、避難所の設営だとか、また、訓練の実施だとか、これもぜひ提案していきたいと思いますが、ないことが一番ですけれども、もし何かあったときには、その設営の準備だとか、そういうことも大切ではないかなと思いますので、そういう訓練の実施というのは、今後どのように考えていくか教えていただければと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 現状、職員の初動マニュアルで対応しているところなんですけれども、避難所の運営についても、訓練等は実施しておるところですけれども、ご指摘のマニュアルも含めて、訓練も実施はしているんですけれども、こういった大災害を踏まえて、よ

り現況を踏まえた実際的な訓練のようなものを取り入れたいというふうに思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 今回、台風15号より、また、今回の大雨災害では、本町と災害協定等を締結されていると思います。状況としてはどうだったのかお伺いしたいと思います。いろんなところと提携を結んであると思いますけれども。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 各種協定に基づきまして、市町村あるいは県と支援物資等の支援は受けているところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 各、いろいろな会社等、そことの今回、各種災害の協定等があると思いますけれども、そこはどうだったんでしょうか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 今回、協定に基づく要請はしていません。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ、協定も結んでありますので、その中でお願い、協定、また、いろいろな面でレンタルだとかいろいろとできるような形もあってあると思いますので、その辺の状況等も、今後考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、災害被災者支援窓口が開設をさせていただいております。被害を受けた住宅の修理などに対する支援、応急修理だとか補助金に関する相談及び申請が行われておりますが、被災者住宅修繕緊急支援事業等の適用の可否については、相談に行っても対象にならないと言われ、町民の皆さんはもう長柄町には住んでいられないと、町外に引っ越された方も何人もの方がおります。被災家屋については、国や県は大きな被害に対し、激甚災害と認め、公金により避難住宅の建設、また支援するのに、中程度、また小規模であれば個人で解決するしかないという状況になっていると思います。例えば、何人かであっても大変な状況であることには変わりありませんので、もし今、自分の家が住めない状態になったらどうするだろうかという視点で、国、また県で対応できないのであれば町で対応するようにしなければと考えますけれども、その辺は、町としてはどのように考えているかお伺いできればと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 住宅の支援につきましては、災害救助法に基づく国の応急修理、それから県の修繕事業ということがありますけれども、それぞれ対象経費が定められておりまして、対象外になってしまう経費も実際にはございます。町といたしましては、大きな被害を受けまして、先ほど申しました見舞金の制度を創設し、わずかではありますけれどもご支援できればというところで考えているところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 総務課長のほうにも、いろいろな方が相談に来られていると思います。本当に皆さんは少しでも、電化製品は一切受け付けられないということもありますし、また、住宅の中に関しまして、土砂と、また床を剥がさなければ、これは対象外だとかということで、余りにも厳しくて、皆さん却下されて、謳ってある文句と違うというような方がたくさんおります。その中で、もう少し町民に寄り添った、また、本当に大変な状況でありますので、本当に皆さんの状況を鑑みて、よくお話を伺ってあげて、もう駄目ですということではなくて、もう少し、だったらこういうことだったらできるんだというもの、そういうことを町として、しっかりと考えていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 支援室のほうにも、制度ですから対象経費、対象外経費というものは当然あるわけですが、こうすれば、こういうふうに申請すれば対象になるという場合もありますので、例えば、畳だけは駄目だけれども、床板も一緒に直せば、こういった助成が受けられるというふうなことは、ご案内するようというふうに言っておりますので、また、それでもどうしても、電化製品なんかはそもそも対象外ですので、そこは曲げてというわけにもいきませんので、その辺はご理解賜ればと存じます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 窓口に行かれた方は、話を聞く前に、これはもう無理だということで返されてしまったということで、とても悲しんでおりました。ある方は、老後の葬式代として貯めてあった貯金を、今回の災害で、もうどうしてもこれを諦めて、それを、今回の住宅の被害のお金に充てるということで、もう葬式も上げられないんだというふうに泣きながらお話をされている方もいらっしゃいました。

あと、もし町で被災された方、また被災されていない方にも、電化製品等、不要となったものというんじゃないんですけれども、使用しないで、あるからという、お茶碗だとか、またいろいろなものが、リサイクルじゃないんですけれども、できるようなものを、集める場所だとか、そういうことを考えて、町民に分けてあげられるような、そういうことも考えていたらというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（星野一成君） 田中副町長。

○副町長（田中武典君） 被災者支援室を一応設けまして、相談窓口を今やっております。

日々、やはり新しい取り組みでございますので、町民の皆様にも、ご相談を一応お受けして接する中で、日々、やはり研鑽を積んだ中で、町民に寄り添った接遇と申しますか、相談を受けるというようなところについては、今後とも切磋琢磨しながら、より一層、できるだけ寄り添えるように努力はいたしますが、先ほど申し上げましたように、蒔田課長からも申し上げましたが、災害救助法に基づく支援金、これが基本になっておりますので、今回、これに加えて長柄町としては、被害が甚大だというようなことも鑑みまして、町のほうでは、それに上乗せを少しでもできるようにということで、見舞金制度も創設いたしました。この辺につきましても、近隣の長南町でも、見舞金の制度というものについては創設しておりませんし、近隣の市原市、茂原市のほうからも、その辺の情報も参考にはしておりますが、できるだけそれよりも、もっとリカバーできるようなところで最大限、今、努力した形で、見舞金の制度も創設したところでございます。

また、そういう面で、できるだけそういうところを町民に、ご相談に来られた方々に、よくよく寄り添って丁寧に説明するということが一番必要なことだと思いますので、その辺については職員一同、肝に銘じて接遇に対応してまいりたいと思います。

また、家電製品のやりとり、そういうものについては、ちょっとできるかどうかは、なかなか難しいんじゃないかと私も思いますが、その辺については、できることが、どこまでできるのか、その辺についても、今後検討しながら努力はしてみたいというふうに考えますが、ただ、できるというふうに一方的に解釈されてしまうと、それがひとり走りしますので、その辺については、今後検討課題だということでお答えさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 副町長のほうからも前向きな答弁をいただいたと思います。

〔「通告にないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） ちょっとその辺、気をつけてください。

○8番（本吉敏子君） それでは、もうこれで終わりにしたいと思いますけれども、質問ではなくて、もう本当に前向きな答弁いただきながら、また、町民の生命と財産を守るためのきめ細やかな対応、また、生活再建できるよう要望しまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 以上で本吉敏子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時20分といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 池 沢 俊 雄 君

○議長（星野一成君） 次に、6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 6番、池沢でございます。

台風15号、19号で被害を受けた皆様、また、今回の10月25日の豪雨では2名の方の車が流されて、尊い命が奪われました。衷心よりお悔やみ申し上げます。また、住宅の床上・床下浸水に遭われた方、土砂崩れで住宅等に被害を被った方等につきましても、お見舞いを申し上げます。さらに、被害宅の復興・復旧にたくさんのボランティアの方々にご尽力を賜り、厚く感謝を申し上げる次第でございます。

今年9月から、災害発生については、過去に例のない甚大な被害が発生しました。職員の皆様も、次々に発生いたしました災害対策にご苦勞されたことと思います。今後も被災者の救済や支援が続きますが、町民のために頑張ってくださいようお願いを申し上げます。

それでは、一問一答にて、次の3項目について質問をさせていただきます。

まず1点目が、町広報紙へのおめでた（誕生）、おくやみ（死亡）欄を掲載しなくなった

理由と、今後掲載について考慮するお考えがあるのかお伺いいたします。

また、町民の就職意識等を喚起する上で、町内既存企業の周知とPRが必要不可欠と思いますが、町広報紙等への掲載についてどのような認識でおられるのかお伺いをいたします。

2点目、本町における地方創生総合戦略として、平成27年度、これは繰越事業ですね、26年度から繰り越して、27年度からの5カ年で9,611万1,000円の事業費をかけて事業を実施してきましたが、この成果について、本町の行政振興、町の振興にどのような進展があったのか、具体的に説明をお願いいたします。また、これまでの成果を踏まえ、今後、地方創生総合戦略をどのように継続的にさせていくお考えなのか、お伺いいたします。

3点目、災害対応及び被災者支援についてでございます。先ほども申し上げましたけれども、9月の台風15号と10月の台風19号及び豪雨による大きな被害が発生しております。本町においても、特に台風15号では倒木等による大規模な停電が発生し、住民は長期間日常生活に不便を強いられました。また、25日の記録的豪雨では、道路冠水や住宅等、浸水被害及び甚大な土砂崩れが多数発生いたしました。このような状況を踏まえお聞きいたしますが、町として被災状況の把握をどのような時系列の方法で行ったのかお聞きします。

次に、被災状況を把握してからの被災者支援策として、どのような手順で実施されたのかお聞きします。

以上3項目、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 池沢議員のご質問にお答えします。

1点目の町広報紙の掲載内容についてのご質問にお答えします。

まず、町広報紙へのおめでた、誕生だと思うんですが、おくやみ、残念ながら死亡だというふうに思っておりますが、欄についてですが、平成8年9月号を最後に掲載しておりません。当時は二月毎の発行でしたので、同年11月号において、個人のプライバシー保護のため取りやめさせていただきますとの説明を入れていた経緯がございます。当時の本件にかかわる庁内議論の経過は明確には判明しませんでした。平成8年当時はプライバシーに関する議論が活発になった年であり、おめでた、おくやみの本人名、世帯主名、自治会名、年齢は、本町の住民登録として管理している住民基本台帳情報の一部であることから、こうした流れを受け、これらをプライバシーとして当時認定したものと推察されます。

現在において、広報掲載に当たり、個人情報保護法上、ご本人及び保護者の同意を得るこ

とも必須となっております。町広報紙は平成8年当時、町内だけで見るものからインターネットを通じて全国で閲覧、入手できる状況にあり、最近ではこうした情報を利用した特殊詐欺や空き巣などの犯罪が発生していることなども事実かと思えます。

町といたしましては、このようなことを総合的に考慮した上で、掲載は差し控えてまいりたいと存じます。何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の企業の掲載についてお答えします。

経済センサスによりますと、現在町内には320余りの法人がございます。広報紙の掲載に当たり、こうした企業をどうやって選択し、また順位立てして掲載していくかという課題はあるかと思われませんが、一方で、雇用の創出や町内経済活性化などの利点や期待もあると理解しております。今後の広報紙の充実に当たり、参考とさせていただきます。

次に、2項目めの地方創生総合戦略についてお答えします。

少子高齢化による人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力のある地域社会の維持を図るため、当面の平成27年度から令和元年度までの5年間における具体的な施策を掲げ、地方創生総合戦略としてこれまで取り組みを進めてまいりました。

取り組みに当たっては、首都圏に在住する50歳以上の移住希望者1,000名を対象としたアンケート調査を行ったところ、本町を知らないという回答が70%を超え、まずは本町を知ってもらうこと、本町に来てもらうことに注力すべきと捉え、ガイドブックの製作やコーディネーターの配置を行いました。

また、移住希望者を呼び込むための統合型地理情報システムの構築や、空き家・空き事務所の実態調査、健康寿命延伸プログラムに基づく、健康ポイント事業の実施といった移住希望者を迎え入れるための体制整備及び魅力向上に努めてまいりました。

このほか、ジャパンフーズやナリヅカコーポレーションなどの町内の事業者と、地方創生に係る連携協定を結ぶ千葉大学とともに、町の特産品として飲料水、ながらのガラナを開発するという新たな試みも始め、将来的には商品として販売し、町のPRにつなげていきたいと考えております。

成果につきましては、数値目標に対する実績という形となりますが、戦略プロジェクトに記載されている事業のうち、例えば「生涯活躍のまち」事業における定住者200名という数値目標に対しては、リソル生命の森が主導するエリア型及び町が主導するタウン型、合計しますと26世帯43名という結果でございました。目標値は未達成ということになりますが、都市住民を中心にニーズは高いものと判断しており、今後も注力してまいりたいと考えており

ます。

また、就業の場を確保するために、企業等の新設2件という目標に対し、町が携わったものといたしましては、旧水上小学校跡地における株式会社ミケンの工場新設1件が挙げられます。現在はまだ設計中とのことで、将来完成を目指していると伺っております。

また、来春には待望のスマートインターチェンジが完成します。既に工場や倉庫等の相談も幾つかあることから、実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問2のどのような進展があったかという結果の点につきましては、総合戦略のKPIが示す数値に多くが達していないという厳しい実情を真摯に受けとめなくてはならないと認識しております。今後、創生の果実となるよう取り組みを重ねてまいりたいと存じます。

このようなことを踏まえまして、第2次地方創生総合戦略につきましては、来年度に策定する第5次総合計画とあわせまして、事業の効果検証、国・県の動向の注視、町民アンケートやワークショップの声の反映などの上で、第1次戦略の継続を基本的な方針として策定してまいりたいと考えております。

次に、3点目の災害対応及び被災者支援についてお答えします。

まず、被災者状況の把握についてであります。職員による巡回のほか、災害時に被災された皆様からのご連絡により、順次現地を確認しております。10月25日の大雨の際は、台風15号の際の検証を踏まえ、25日の夜に自治会長の皆様に翌26日のお昼までに被害の状況をご報告いただくようお願いしたところであります。

次に、被災者支援についてであります。今回の災害は、台風15号からの一連の被害が「災害救助法」及び「被災者生活再建支援法」の適用となったことから、11月11日に総務課に「災害被災者支援室」を設置、11月12日から役場1階に相談窓口を設け、対応に当たっているところであります。

被災者支援につきましては、一日も早く被災者を初め、町民の皆様が日常の生活に戻ることを最優先に、できることを遺漏なく取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして池沢議員への答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

まず1点目の広報紙のおめでた、おくやみの掲載なんですけれども、これはいろんな個人

情報保護法との絡みで、今後も掲載はできないという答弁でございましたけれども、あくまでも個人情報保護法はクリアできれば、掲載が私はできると思います。全て自治会の住所とかなんかまで入れなくても、お名前と自治会名ぐらいで、十分見た人には伝わると思いますので、その程度のことを、これは個人の家族等の同意を得れば問題ないというふうに私は考えておりますけれども、その辺の町のほうの考え方をお聞きします。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、お名前とかだけであればというようなことも考え方としてあるかと思いますが、お名前そのもの自体が個人情報だというようなところもございまして、現在米寿の記事なども掲載させていただいておりますが、個々にお名前の掲載についてお断りをしてご同意いただいた方のみを掲載しているという状況でございます。死亡の届けなどを出しに来られた方にそのような関係のことを窓口で聞くというのもできないのかなというところもございまして、今、先ほど町長からの答弁のとおりでございます。状況としてはそういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） やろうとすれば、私はできるんじゃないかというふうに思います。それは、個人の同意をとれば、承認をとればできるんじゃないかというふうに考えます。それと、ほかの地方公共団体ではやっている団体がありますけれども、そういう団体を参考にしながら、どのようにして掲載をしているのかというものを調査していただいて、やればできないことはないと思うんです。ただ、なぜ私が言うかという、おめでたのほうはそんなに、赤ちゃんですから付き合いのほうはございません。おくやみのほうになりますと、やはりいろんなお世話になった方がこの町にいれば、いろんなお世話になった方とか、お付き合いのある方とか、そういう方がいっぱいいらっしゃいます。そういう方がやはり亡くなったときに、連絡が来ればいいんですけども、連絡等が来なくて全く知らないということが、私だけじゃなくて町民の方にもいっぱいあるんじゃないかというふうに私は考えます。

そんなようなことで、やはり同意をいただいた方だけでも掲載できるような形をとっていただければいいんじゃないか。先ほど、88歳になる方は同意を得たら掲載しますよというようにございまして、そのような形であればできるんじゃないかなというふうに私は考えますので、もう一つその辺をもう一考いただけないか。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 好ましいというか、良い回答じゃないのかもしれませんがけれども、お亡くなりになられた方というところで、時代がだんだん変わってきている中で、最近ですと、家族葬とかそういうのも定着をしてきているようでして、家族の心情とか、そういうところを考えますと、役場の広報ながらという公のものといたしましてというところで我々判断をしていたところでございます。

一方で、今こういう本会議のこの場で、ご質問を正式にいただいているわけでございますので、その辺もそういう課題があるということをごきちん整理をもう一度していく中でやっていければというふうに考えております。現状といたしましては、町長の答弁のとおり、難しいという判断でこれまでやってきておりますので、その方向性をご理解いただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） これ以上同じ問題をやってもしょうがありませんので、ぜひ前向きに今後検討させていただければというふうに思います。

次に、企業の広報紙への掲載ですけれども、町長は先ほどの答弁ですと、これから参考としてというようなご答弁をいただきましたけれども、やはり町内の企業にどういう企業があるかを町民にわかっていただくのも行政の役目じゃないかと。それとまた、それが今後の就職先の把握についてもできるような形になると思いますので、ぜひその辺は早目に検討していただきまして、掲載のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

検討といいますと、これはどちらの担当部署で検討するような形になるんですか。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 広報の掲載につきましては、私ども企画財政課のほうで担当しておりますので、やってまいります。

この後の質問のほうにつながるかと思いますが、今議員おっしゃったとおり、雇用の創出、企業、経済活性化、これは地方創生の骨のうちの4本のうちのひとつでございますので、そのような有効なご意見をいただきましたので、今後の参考とさせていただくという町長の答弁でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） それじゃ、ひとつ前向きにお願いを申し上げたいと思います。

それでは、次に地方創生総合戦略のほうに質問を移らせていただきます。

まず平成26年度、これは繰越事業になりまして、実際は27年度になっていると思いますけ

れども、創業支援販路開拓事業の1,211万2,000円という事業はやっておりますけれども、この具体的な内容をご説明いただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） こちらの内容につきましては、今ボウボウラーメンがござい
ますけれども、あそこの新商品の開発と販路の拡大による雇用の創出と農産物の生産量拡大
等を目的として、加工施設における設備の更新、あと商品パッケージ等の刷新、ポスターの
制作などを行った経費というところでございます。

先ほども申し上げましたけれども、雇用の創出、町内の企業さんの活性化、これらの目標
に沿った形でということで、創業支援販路開拓整備事業として行ったところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 手元の地方創生関連事業の一覧表によりますと、この事業については
K P I、重要業績評価指標ということだと思いますけれども、これが新規雇用が3人、それ
と実績値がやはりラーメン店で3人というような実績になっております。これが1,211万
2,000円という事業費をかけてやるにはちょっと数字が小さいんじゃないかというふうに私
は思うんですけれども、もうちょっと目標数値を具体的には上げててもよろしいんじゃないか
と思いますけれども、これはもう終わっちゃった事業として捉えているんですか、どうです
か。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 終わったというか、今年度が最終年度でございますので、こ
のK P Iの実績という形がこの数字ということで間違いないかと思います。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） それであれば、年度がまだ若干残っていますので、もうちょっとこの
K P Iの数値目標を上げていただいて、1,000万円使っているんですから、10人程度の新規
雇用はぜひとも欲しいというふうに私は思います。

次に、観光振興魅力発信事業というものがございまして、395万3,000円の事業費を費やして
おりますけれども、これがガイドブックの制作だとか、観光案内看板設置というふうになっ
ておりますけれども、この具体的な内容、ガイドブック、何部と観光案内看板というのはど
ういうものを作ったのか、ご説明いただければというふうに思います。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 私も今手元で確かなものはございませんけれども、観光関係のガイドブックをこの年に作ったのは間違いのないことですので、何部とかは把握しておりませんが、町の観光ガイドブックを作ったというのが1点。それから、多分役場だとか各所にございます大きな観光看板、案内看板、あれの更新、設置を行ったものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） またそれに関連いたしまして、K P I が観光入り込み客を1,000人増やすんだという数値目標を立てておりまして、実績値が1万1,212人の増ということで、ゴルフ場というふうなことでございまして、この捉え方がわからないんですけども、この1,000人と1万1,000人云々の実績値の捉え方はどういう捉え方をしているんですか。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 1,000人は目標値として、毎年県の観光関係のほうから送られてくる調査の結果の数字を上げるということで、1,000という数字を当時K P I として設けたものでございます。実績値も同様にですが、現在、令和元年度というわけではございませんが、直近のもので1万1,212人の増という観光入り込み客の数値が統計データとして出てきているというところで、その数字を書かせていただいているというようなものでございまして、今現在はやっておりませんが、ゴルフ場利用券だとか、そういうようなこと、それから圏央道の効果、これらがあつてかと思いますが、その辺が伸びている要因ではないのかというところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） そのままで素直にそれを受ければ、このために1万1,200人ほどの観光入り込み客が増えたという捉え方でよろしいんですか。

それと、ちょっと聞いたときにふるさと納税なんていうような言葉も言っておったと思うんですけども、ふるさと納税のときにゴルフ場の利用券、この当時はまだ利用券で発行していたと思うんですけども、それらの影響が私は強いんじゃないかというふうに、その当時、説明のときに思ったんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 私もそのとおりかと思えます。全てがこの観光振興魅力発信

事業全ての成果だと、そこまで申し上げるつもりはございません。まさにおっしゃっているとおりの部分が要因としてあるものと理解しております。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） それと、一番大事な平成30年度の地域再生計画、長柄町版大学連携型生涯活躍のまち推進事業ということで、リソル生命の森及び千葉大学との3者連携による云々とありますけれども、これがかなり民間企業の関係で今頓挫しているような状況になっていると思うんですけれども、これについては今後どうするか、お聞かせをいただければというふうに思います。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 答えいたします。

議員の今おっしゃられた部分というのは、リソル生命の森の中で行っている通称C C R Cでこれまでご説明してまいったエリア型のあのエリアの中の関係かと思えます。その点につきましては、これまでの議会でもお答えをさせていただいたところから特に進捗もございませんので、おっしゃるとおりです。まだまだ2020のオリンピック・パラリンピックを過ぎた後に事業展開のほうに移っていければということで、ホールディングスとして今検討しているところだということ聞いてございます。

地域の再生計画につきましては、昨年11月に政府のほうから認定を受けまして、現在5年間の計画の中で、そのC C R Cも含めまして、今ご質問にもありました様々なK P Iがほかにもございまして、それらの目標に向かって、今2年目、3年目を迎えるところでございます。

ということで、まだまだ長柄町の地方創生、本当に町長の答弁にもございましたけれども、これといった成果が目に見えて報告できる状況ではないというのはしっかりと反省をしつつ捉えなきやいけない部分もございまして、まだまだ種をまいて芽がようやく出るか出ないかという状況でございますので、2年、5年でなかなか創生がならないというところを実感しつつ、この後に第2次の総合戦略の策定もそうですが、この後に向けて町一丸となって取り組んでいかなきゃいけないというふうに改めて考えるところでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） それで、C C R Cはかなり難しい事業だというふうに私は思っており

ます。この事業を今後も前向きということであれば、やはり民間企業の力を借りるという事業でございますので、その辺をより具体的に話し合いながら、事業は実際可能か可能じゃないかを見極めて、町長が言っていただければというふうに私は思います。

余りにも計画を大きく上げて、実際なかなか進まないという現状になってしまいましたので、今後やはり生命の森もかなり、話を聞くと、他の事業をやっている、資金等もかなりそちらに回しちゃっていて、今この事業に手を出せる状態じゃないという話も聞いていますので、ぜひとも、民間企業とともにやっていく事業であれば、やはり資金が実際に確保できるのかというのは非常に大きなポイントになると思いますので、また先ほどの町長の答弁じゃございませんけれども、第2次、今第1次はもう今年度で終わりですので、第2次の計画については、やはりしっかりした具体的にできるという事業を選択しながら、町の人口増、そういうものにもつなげていってほしいと私は思いますので、今後ともその辺をわきまえながら、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、災害対応でご質問をさせていただきます。災害対応については、私の前の3名の議員さんも全て災害関係で質問されておりますけれども、私のほうからはもうちょっと具体的なことで質問をさせていただきたいと思います。

この9月9日の台風15号、10月12日の台風19号、それと10月25日の豪雨、この被害状況把握といいますか、これについては個々に災害の内容が違いますので、まず台風15号の大規模停電は後から結果的なものになりますけれども、まず台風15号のときの被災状況の把握というものはどのような形、どのようなふうに行われたのかご説明いただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

まず台風15号ということで、被害状況の把握につきましては、台風15号は早朝に接近、通過したということで、そしてその朝から停電ということでございまして、職員は前日から詰めておったんですけれども、夜が明けると同時にパトロールに出まして、被害状況の把握をしたというようなところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） それだと、台風19号も恐らく同じようなやり方というふうになると思いますけれども、それでよろしいですか。

豪雨被害の浸水と土砂崩れ、これはまた違ったような形になったと思いますけれども、こ

れはどうだったんですか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

25日の大雨については、平日の午前中ということで、この日はやはり職員が朝からパトロールに回りまして、ただ、出た者はもう帰ってこられないというような状況になっていました。そして、また雨が上がって水が引いてからパトロールに出た。それから、さっき答弁もありましたけれども、夜に自治会長の皆様にご連絡をとりまして、各自治会の被害状況についてご報告いただきたいということで、お願いしたところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） やはり10月25日の豪雨浸水の冠水等の、土砂崩れもありましたけれども、この被害については自治会長さんに連絡して、被災状況の把握をしたということですが、私はこの豪雨被害とかそういうことを一切抜きで、やはり台風とか何かを襲来が予想されるときは、あらかじめ自治会長さんとも協議をしておいていただいて、そういう被害が出たらすぐ町に報告を受けるような体制をあらかじめ作っておいたらいいと思うんですけれども、どうお考えですか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 今回、台風15号の反省も踏まえて、先般の大雨では自治会長さんに個別にお願いしたところでございますけれども、こういったものをシステムチックにできるように、自治会長の皆様とお話し合いをしなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ぜひ自治会長を中心としてやっていただきたいと思います。

それと、災害担当課だけの職員でやろうとすると、人数が恐らく足りないと思うんですよ。だから、一つ提案でございませうけれども、まず移転先は自治会長という形なんでしょうけれども、役場のほうの受け入れ担当というのを事前に自治会ごとに職員を決めておいたらどうですか。総務課で全てやろうとすると、当然緊急に必要なことですから、無理が生じると思いますので、事前に、一つの例で申し上げますと、どこどこ自治会に何々さんがいる、そこに居住している、そういう職員の方を住んでいる居住地域の自治会担当という形をあらかじめ決めておけば、同じ自治会の方は自治会長さんとも普段やっぱり交流がありますから、簡

単に把握できるような形がとれると思います。それと自治会にいない方は、やはりその地域、近くに住んでいる方を配置して、48自治会が長柄町にありますけれども、住宅等は恐らくそういうところはそこまで細かくしなくてもいいと思いますけれども、例えば今回みたいに、土砂崩れだとか、浸水だ、冠水だ、また道路の崩れだとか、いろんな災害が発生をしておるわけでございますので、こういうときはやはりそういう体制を整えておかないと、もう全く被災状況の把握というのが後手後手に回る。被災状況の把握ができなければ、被災者支援というのはできませんから、まず私はそこから変えていくのが必要じゃないかというふうに思うんですけれども、お考えをお聞きします。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

一つの案だというふうに思います。今回は、今、池沢議員がご指摘のとおり、総務部の職員4人で連絡をとったわけですけれども、4人ですと48自治会、単純に12区ということで、夜間ということもありまして、それで大雨の後ですから連絡も取りづらかったりしますので、そういうものはもう事前にそういうシステムとしてやっておく必要があるというのは、私も痛感いたしました。

実際私、総務課を中心とした総務部でそういう対応をするというのは、なかなか発災直後は困難ということで、事前の準備とあらかじめそういった担当を決めておくというのは一つの案だと思いますので、それについてはまた町のほうでも、どういう形がいいか早く検証して対応を整えたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 蒔田総務課長、今回台風15号からいろんな災害に見舞われて、本当に大変だというふうに私は感じております。今、被害情報の状況の把握というのはもう一番のポイントだと思いますので、何か最善の策を考えて、これから起きたときにすぐ対応できる体制作りを執っていただければというふうに思います。

それと町長、ちょっとお聞きしますけれども、15号の大規模停電、このときは停電復旧情報というのがなかなか住民の皆様に入らないで、私の地域では一番長く停電されたのが約1週間、7日ほど停電をされた住宅がございます。

それで、これは東京電力とは普段余り付き合いございません。私も職員だったから知っていますけれども、普段は付き合いございませんので、こういう緊急事態が起きたときにはホ

ットラインは全く東京電力にありませんよね。そうすると、この15号を契機として、ホットライン、東京電力等のホットラインが長柄町として確立をされたのか、また今後しようと思われるのかお聞きします。

○議長（星野一成君） 清田町長。

○町長（清田勝利君） 今お話がありました、本当に9月9日の台風15号のいわゆる強風の災害について、このことについてはまさに本当に青天のへきれきというか、自衛隊が朝9時に参りました。先遣隊が40名派遣の予定で朝9時に来て、私の部屋で3名が、これから全部回ってきますと、うちの職員も当然ついていく。行って帰ってきてぎのごとく、やはり入れないと。自衛隊のほうがそここのところで……

〔「町長、9日に来ていないですよ。二、三日たってから」と呼ぶ者あり〕

○町長（清田勝利君） 次の日でしたか。そんなことがありまして、電気が、電力が喪失したというのは、その時点で、いわゆる通電関係、例えば携帯まで通じなくなった、電話も通じない。したがって、千葉県とも連携がうまくいかなかったと、そういう反省があります。

今、議員がおっしゃるとおり、やはりこれからそういったことをそれこそ検証して、そういう生活インフラに対する電力、水、ガス、そういったものについてはやはりこれから業者とも町としてこれからのいわゆる生活インフラを維持していくと、そういう方向にしていきたいというふうには考えております。よろしいでしょうか。

○議長（星野一成君） 田中副町長。

○副町長（田中武典君） ちょっと補足させていただきまして、町長の準備ができておりませんでしたので、はっきりした日にちというところが間違えましたけれども、9月9日ではなくて、私の記憶するところ、3日後に自衛隊が参ったというのが事実だと思います。

東京電力とのやはりホットラインというものが、長柄町に限らずどこの行政体も、東京電力との接点というものがほとんどない状況が9月8日までの事態だったと思います。その後、千葉県のほうを非難するわけでもありませんが、新聞報道、テレビ等でもかなり非難されましたけれども、県の危機管理課のほうでも、9月9日の朝に実態を把握した数字は、東京電力から来ている長柄町100軒未満の停電だという情報しか入っておりませんでした。これに対して、私どものほうから県の危機管理課のほうに照会をしたところ、そういう返答でありましたので、長柄町はとんでもない話で、全戸停電ですということで、初めて県のほうにその辺の実態を町のほうから逆に報告した経緯がございます。

その後、町といたしましても、東京電力から千葉県に対します情報伝達というものが今回全くできておりませんでしたので、この辺についてはそれを踏まえて、県では数日後に東京電力からの連絡員というものを24時間体制で町のほうへ配置いたしました。もちろん、県の危機管理課からも、たしか連休初日だったと思いますが、うちのほうから要請しまして、すぐ連絡員が来ていただきましたし、自衛隊についてもやはり派遣要請をして来ていただきました。こういった皆様が24時間体制でおおむね1週間、一番残っていたのが振興事務所だったと思いますが、一、二週間ずっと詰めていただきまして、実態を把握しながら、電力復旧に向けて、連絡員から町のほうからもその都度情報を入れてお願いして復旧に努めたわけですが、今後県のほうも改めて電力の情報というものについては、大いに反省しておりますので、この辺今後のそういう体制の際には、東京電力からも連絡員というものをすぐ配置するような取り組みに変更しているようでございますので、県、東電、ライフラインの各行政庁と連絡を密にして今後是对応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ぜひ密にして、今後同じような災害が発生した場合は、復旧情報を町民にいち早く届けられるようお願いをしたいと思います。

次に行きます。

次に、土砂災害、味庄と長柄山地域が今回大きな被害を受けたわけですが、県の危険箇所を見ますと、急傾斜地の崩壊危険箇所というのは、長柄町がほとんど全域がこういうような急傾斜地の危険箇所という指定をされておりますけれども、今回大雨で裏山が崩れたのはかなりありますけれども、危険箇所を指定された場合に、危ないから事前保護みたいな事業というのはないんですか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 事前保護といいますか、あるにはあるんですけども、補助率が23%というところで、余り有利な事業ではないということと、町内307カ所あるんですけども、これらについて整備計画を作るというふうなところで、実際県内でもまだどこの市町村も手がけていないというような状況でございます。やらないということではありませんけれども、なかなか、やったとしても、その方々も余り有利な事業ではないというのは現実でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） できれば本当に事前にそういう危険箇所を除去してやれば一番いいわけでございますので、確かに行政は財政関係が必要でございますので、補助が大きいものからやっていくというのは大体順番でございますので、今後検討をお願いしたいと思います。それと、今度は治山事業に移りたいと思います。

治山事業で、この採択要件って先ほどから話が出ていましたけれども、採択要件をまずご説明いただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

国・県で100%地元負担なしでというような事業が、災害関連緊急治山事業でございます。これにつきましては、保全対象の人家が10戸以上、もしくはそれも合わせ技なんですけれども、主要公共施設、一般的には道路だとかそういうものということでございます。1カ所600万円を超えるものの事業費、これが該当になります。それから、地元負担が2割の分、これにつきましては林地崩壊防止事業でございます。これにつきましては、人家2戸以上、または公共施設、1カ所200万円以上というようなところでございます。これにつきましては、林防と言っているんですが、激甚災害にならなければ、この事業自体がそもそもないというようなところで、今回激甚災害になっていますので、できるところがあるというようなところで、一般的には災害関連緊急治山事業ということで、10戸以上というようなことでございます。道路がある場合もできますけれども、山が崩れて道路まで土砂が押し出してきたというようなところもできます。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 今の説明ですと、この事業は今回の激甚災害事業で適用になるから、この補助、助成が受けられるんだという説明だと思いますけれども、今回激甚災害という指定を受けましたので、この味庄地域、長柄山地域の土砂崩れが多く発生したところはぜひ100%ないし80%補助、こういうものを産業振興のほうで取り入れてお願いをしたいと思います。

ただ、片方が100、片方が20という負担となると、これはやはり非常に20%差が出てきちゃいますので、これが例えば味庄地域なんかは、先ほどの説明だと、下味庄はこの100の地域もあるということで、上味庄地域は100のところはないよという隣自治会ですから、片

方が100で片方が20の負担というような形になったら、これはなかなか、同じ山が崩れて何でだというのがまず出てくると思います。そういうところで非常にお骨折りをいただくことになると思いますので、頑張ってこの事業を取り組んでいただけるように、私からお願いをしたいと思います。

それと、これに関連いたしまして、地主、みんな裏山が自分の所有地というものだけじゃないんですよ。人の土地が、裏山をしょっているという方もいますけれども、この事業は土地の所有者が負担するのか、それとも受益者が負担することになるのか、その件をお聞きしたいと思います。

○議長（星野一成君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

まず訂正でございますけれども、林地崩壊防止事業、これが激甚災害になったときに動き出す補助事業ということで、災害関連につきましては激甚災害は関係ないというようなところで、2割の地元負担が出る事業については、激甚災害になったときにできる事業ということでございます。

裏山が一般的には宅地と裏山が同じ地権者というのが多いんですけれども、中には地権者が違うというようなところがございます、その工事費をどちらが、受益者が出すのか、裏山の所有者が出すのかというようなところがあるんですけれども、裏山の所有者につきましては、一般的な通常の維持管理を当然してもらわなくちゃいけないんだというような考え方をすれば、常日ごろから維持管理する手間が省けるというようなところもございますけれども、いずれにいたしましても、町が裏山の地権者に対して負担しなさいとか、そういうことについては口出しすることはできないと思っておりますので、双方でよく協議してもらいまして、町といたしましてはどちらが負担してもらっても構わないんですけれども、双方でよく協議していただくというのが町のスタンスになります。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 行政のほうでは、誰が出せということにはならないと思います。ただ、非常に難しい問題が裏にはあるんだなというのは今認識をしたところでございます。

所有者と受益者、これは双方が気が合って前向きに進んでくれればいいんですけれども、気が合わないときつぱこの事業を取り込める対象になっても、なかなか取り込むような関係ができないというようなこともあると思います。その中で、今後この事業を進めるに当たってについては、慎重にひとつお願いをしたいと思います。

では最後に、財政問題のことでお聞きしたいと思います。

昨日新聞を見ましたら、鋸南町というのが内房にありますけれども、これは台風15号災害等の関連補正予算ということで、36億円を12月議会に提案したという、そういうような新聞報道がありました。鋸南町の年間の一般会計を見ると40億円ぐらいなんです。それが今回36億円の補正予算ということでもありますので、これにはかなり国・県の助成金も入っておるんじゃないかというふうに思います。

お聞きしますのは、長柄町、私は議員になったときから、財政調整基金というのは大体10億円ぐらいないと何かあったときには困るよということを申し上げてきたつもりでございます。何かないほうがいいんですけれども、今回みたいにこのようなことが発生すると、財政調整基金、これからまだわからないと思いますけれども、災害関連事業をやっていくには、財政調整基金が恐らくゼロになるぐらいのものになっていくんじゃないかというふうには私は想定をしますけれども、その辺の財政見通しについて、白井課長、お考えをお聞きします。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 細かい数字の関係を手元に用意していなくて恐縮なんですけれども、議員のおっしゃるとおり、このまま不足財源を財政調整基金に全て頼るという形であれば、なくなってしまうというのはおっしゃるとおりだと思います。

鋸南町の件につきましてはわかりませんが、本町の場合はこの後また明日お願いいたしますけれども、公共債等の事業費につきましては、査定が終わってから出すということですので、その辺の大きな額については今後のことということで、今の話はそういうことなのかなというふうに今感じたところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 質問じゃございません。やはり貯金というものは、いざというときに備えての貯金でございますので、今回は災害復旧・復興に使われるのは当たり前のことでございますので、ぜひ今後、余りお金があると何か国は交付税で出さないよとばかげたことを言っていますけれども、そんなことではないんです。やはり何かあるための財政調整基金ですから、ひとつその辺お考えいただければというふうに思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（星野一成君） 以上で池沢俊雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時30分といたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（星野一成君） 次に4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 皆さん、こんにちは。4番、川嶋朗敬です。

久しぶりの、9月に一般質問なかったもので、緊張しております。傍聴の皆さんには、大変お忙しい中、ありがとうございました。今回、1時間の中で十分な議論ができれば良いなということしております。

質問に先立ちます前に、去る台風第15号、そして第19号並びに10月25日に大雨や土砂災害などが多数発生し、本町に深刻な被害が出ております。被災された方々のご家族の皆様、改めましてお悔やみとお見舞いを申し上げ、被災された全ての皆様が被災前の笑顔を取り戻して安心して暮らせるように願っております。また、寒さ厳しい季節が続きますが、ご自愛くださりますよう重ねてお祈りいたします。

さて、ちょうど1年前、この12月の議会で、お話ししたことを再度お話ししてまいります。天災は忘れた頃にやってくる。この言葉は、物理学者だった寺田寅彦博士が防災に用いられる有名な警句です。昨年も災害級の猛暑、記録的な豪雨、強烈な巨大台風、そして北海道においての強い揺れと大規模な土砂災害など多種の災害が大小問わず全国どこかで襲いかかっております。

今や天災は忘れる間もなくやってくることを物語っております。この国が災害大国であることを思い知らされ、防災の大切さを改めてご理解をいただきたく、再度お話をさせていただきました。二度と同じ繰り返しのないような対策を願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一問一答にて質問させていただきます。

まず1項目め、地方創生時代に求められる自治体職員についてお聞きしてまいります。

地方創生を掲げ5年が経過をいたしました。人口減少、東京一極集中などを解決するために進めてまいりました第1期総合戦略が本年2019年度で最終年度を迎えます。そこで、大都市圏内に住む高齢者を地方に移住させる日本版のCCRCの構想などの政策で議論をしてきましたが、余り成果が見られない状態でございます。その中で、本町の人口動態に変化はなく、減少の一途をたどっております。

そこでお聞きします。

①今後、限られた財源で地方活性化を実施し、それぞれの事業を継続していくための財源確保には何が必要と感じているのかお聞きしたいと思います。

②として、また、このような状態の中で、財源が厳しいことも踏まえ、我が町の職員、住民に最も近い自治体職員に求められていることは何かお聞きしたいと思います。

大きな項目の2項目めです。災害時における議会との初動体制及び役割についてお聞きします。

市町村長の危機管理に関わる洞察力による初動対応は、住民の安全にとって極めて重大であります。発災時は、災害対策基本法などにに基づき、災害対策本部長として応急対応、被災者対応、復旧・復興対応の指揮を執ってまいります。また、我が町議会においても大規模災害、地震、大雨などの事態が発生した場合には、災害対策本部などと協力し、情報収集などに努めることを議会基本条例で定めています。

そこで、町議会と災害対策本部との連携をお聞きしてまいります。この町と私たち議会基本条例にのっとりた議会とどのような協力で地域の被災状況、被災者の要望などの状況収集に取り組んできたのかお伺いしたいと思います。

また、②として、失ったら取り返しのつかない命と心と時間の教育を忘れることなく持ち続けるために、今後町議会とどう取り組むべきか、そのお考えをお聞きしたいと思います。

そして最後、大きな3項目めで、大雨による災害発生時の情報整理及び現状分析などについてお聞きします。

自然災害が発生するまたは発生する恐れがある場合は、各市町村で策定される地域防災計画に基づき災害対策本部が設置され、住民の生命、財産の保護を目的とした措置を講じています。中でも、市町村長が下す避難指示、緊急や避難勧告、避難準備、高齢者等避難開始は、迅速かつ的確な判断が要求されます。しかし、避難勧告の発令が遅れた結果、甚大な被害が発生してしまったケースも事実であります。

そこで、今回、本町に甚大な被害を及ぼした台風などによる大雨災害や土砂災害について、過去の質問に対するその後の取り組みとあわせて、今後の対応策をお聞きしてまいります。

①いつ広域議会などでどのような協議をし、対策を講じてきたのか伺いたい。

すみません、この質問の前に項目がありました。自治体はその自治体エリア、その地域だけのハザードマップのみ作成しています。町も同様な状況であります。対象河川はどこから流れてくるのか、上流でどの川が合流するか、危険性が見えません。どの流域に雨が降ると危険かがわかる流域・広域洪水ハザードマップについて、過去の質問に対し、協議した結果、どうだったのかお聞きしたいということです。

そこで②、今回、大雨によって、国府里河川に氾濫し、多くの住宅、店舗に被害を及ぼした原因は何であったか。また、今後もこのような水害は必然的に発生するものと危惧され、今後も簡易的な対応では対応困難も多く、再び同じ氾濫、水害がないための抜本的な対応策をどのように本町は考えているのか、具体的にお聞きしたいと思います。

次に、(2)避難勧告などの判断、伝達マニュアルでは、市町村長の責務は、住民が避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することで、住民はこれらの情報を参照にみずからの周囲の状況の判断で主体的に避難することが重要であります。

そこで、避難勧告等が出るまでの時間、避難しないという情報待ちの住民を今回の大雨で多く生み出さなかったのかお聞きしたいと思います。

そして、最後の(3)です。大雨による災害が発生した際、雨量、河川水位などの気象情報の分析には、災害状況に関する情報のほか、住民などの多くの情報が寄せられ、断片的、不正確な情報もあり、情報の錯綜や現場の混乱が生じ、情報収集伝達機能が低下するケースがあります。今回の大雨では、経験したことがない大災害となり、予想を超える情報も多く、さぞかし職員は困惑し、対応、指示に忙殺されたことも想像できます。しかし、情報の入手は、避難勧告などの情報発信に欠かすことができないため、情報の集約、整理、分析、そして最後の検証の重要性については欠かすことができない状況であります。

そこで①、最後の質問ですが、情報を整理する職員とどのように連携を図ったか、具体的にお聞きしてまいりたいと思います。

私からの壇上からの1回目は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員のご質問にお答えします。

1 項目めの地方創生時代に求められる自治体職員についてお答えします。

1 点目の財源確保についてであります。ご指摘のとおり限られた財源でありますので、引き続き国・県の支援を求めながら、新しい発想と創意工夫をもって事業の選択をしていかなければならないと考えております。

次に、2 点目の自治体職員に求められていることについてであります。これは、1 点目で申し上げたように、前例にとらわれず、地域を知り、この町に適合した地方創生を実現できるような職員の育成が必要だと思っております。

次に、2 項目めの災害時における議会との初動体制及び役割についてお答えします。

1 点目の地域の被災状況、被災者の要望などの情報収集の取り組みについてですが、10月25日の大雨の際には、自治会長の皆様に被災状況の調査と報告をお願いしたところであります。また、被害の大きかった地域の自治会長様からは、土砂の仮置き場の提供や土砂撤去の費用に係る支援など、ご要望いただき対応してきたところであります。

2 点目の、今後町議会とどう取り組むべきかというご質問でございますが、1 点目の被災状況及び被災者からの要望などについて、議会のご協力を賜ればと考えております。その取り組みにつきましては、今後相互に連携し協議してまいりたいと存じますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、3 項目めの大雨による災害発生時の情報整理及び現状分析等についてお答えします。

まず、流域・広域洪水ハザードマップの広域議会などでの協議、対策についてであります。千葉県において、一級河川及び二級河川は、浸水想定区域を策定し、河川毎に河川整備計画を策定し、市町村もこれを基に対策を講じております。本件につきましては、千葉県で大規模氾濫に関する減災対策協議会を設置し、対策を講じております。あわせて、土木事務所ごとに支部を設置し、流域毎の対策について協議を重ねております。

次に、国府里交差点付近の県道冠水についてですが、今回の豪雨により国府里河川水門付近からの越水やコメリ方向からの越水により、住宅や店舗に被害を及ぼしました。今回の豪雨は、短時間に急激な降雨を記録したことにより、至るところで越水したものと思われま

す。また、下流で合流する豊田川の水位も上昇していることから、豊田川の管理者である県に対し要望活動に努めてまいります。議員におかれましても、側面からのご協力をよろしくお願い申し上げます。

2 点目の、避難勧告を発令しなかったことにより、「情報待ち」の住民を生み出さなかったかのご質問でございますが、10月25日の大雨につきましては、10時に避難準備、高齢者

避難開始の情報を発令し、その後の天候の急激な悪化のため、屋外への避難行動をとることは危険との判断から、避難勧告、避難指示を発令しなかったものであります。

町といたしましては、速やかに情報を伝えることを基本としておりますが、当時の状況の中、情報を受け取る町民の皆様のことをまず第一に考え、判断いたしました。

3点目の避難勧告などの情報発令における情報の集約、整理、分析、検証における情報を整理する職員との連携についてのご質問でございますが、住民から寄せられた情報は、総務部と応援職員により集約、整理し、本部事務局職員に伝達し、分析、検証の上、町長である私に判断を仰ぐこととなります。発災当初は情報が錯綜し、情報の収集において、混乱することとなりますが、事務職員は、その分析、検証に専念できるような体制を常に心がけております。

以上、川嶋議員への最初の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

今日はまだ40分もありますので、ゆっくりとやりたいと思います。

まず1点目の地方創生に向けてということで、CCRCのお話をしようと思いましたが、池沢さんとダブってしまいましたので、こちらのほうはまた改めて聞いていきたいなというように思っております。

そして、私も5番目ですので、災害が全て出尽くしてしまったような気もするので、違った方面から、今までの経験を含めた中でアドバイスできれば良いかなというように思っております。

まず、地方創生に求められている職員につきましては、なぜこういう質問をしたかといいますと、経験上、もうしばらくは何とかなる、仕方がない、国が何とかしてくれるだろうと、などの言葉が通用した、経済成長が続いていた古き良き、これは追い風の時代であったということですが。

自治体職員というのは、無難に対応し、昨年と同じことや他の自治体がやっているから、同じことだけを処理すれば、国と共に前進して成長の果実を享受できているというような状況でした。でしたなのか、今もそうなのかはわかりません。ただ、現在は少子高齢化、人口減少も進みまして、いつも言うように基準財政需要額よりも基準財政収入額の減少の度合いが非常に大きく、どうしても地方交付税への依存がさらに高まる予想がされます。

そんな財政状況が厳しい向かい風の現在であります。ですので、今後、5年後、10年後の

地方自治体の職員を考えるならば、地方創生時代に向けたいろんな発想の展開でこの事業を展開してほしいというのが、ここの1項目めです。

そこで、白井課長さんにお聞きします。どのように地方再生をする秘訣があるか、これを教えていただきたいと思います。秘策でも結構です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 非常に難しい質問をしてしまいましたので。

そのぐらい考えなきゃいけないと。先ほども主体的に物事は考えなくてはいけない時代になってしまったということです。一つは、この前にもお話をしましたが、給食センター、水上小学校のときに給食センターのお話を出しまして、やはり長南町の給食センターも古くなりました。長柄町も古くなって、今回もちよっと傷められてしまいました。そろそろ連携する時期が、いろいろ来ているんじゃないかなど。全部、10億円、10億円かかれば20億円かかりますので、子供も減少している中ですので、そういった連携型の取り組みを一人ひとりが自分のポジションの中で、もう一度財源を見直していただきたいなど。そして、令和2年の新年度予算を作成して、作成はもう終わったんですか、進めている中で検討してもらいたいなどというように、いつも言うように1円の大切さを十分理解してほしいなどというように思っています。

そして、まず秘訣の中の1点目は、自治体の枠にとらわれない事業を考えてもらいたいということですね。新しい財源を生むには、同じことばかり継続していても財源は生まれませんので、同じ事業にとらわれないこと、そして補助金に頼らない、独自の政策をとということ、お話ししましたことがあるように、ガバメントクラウドファンディング、いわゆるGCFということですね。

3つ目としては、なかなか難しいんですが、このパラレルキャリア人材を育成してもらいたいなど。これも非常に難しい言葉が出てきますけれども、簡単に言いますと、私が農業をやっています。農業所得を所得税で納めます。私は行政経験がありますので、滞納整理ができます。家屋評価もできます。草刈りもできますけれども、農業もできます、お手伝いもできます。一つの職業ではなく、いろんな幅、方面の人材を育てて、そして所得向上につなげてもらいたいというのがパラレル人材です。ですので、そういう形の取り組み方を、今後5年、10年の中で、職員も含めた中で十分検討してほしいなどというように思っております。

先ほど言ったように、最後の4点目は、住民の1人当たりの所得税を上げていただきたい。ここでCCRCが出てくるんですが、東京集中型から長柄町にいらっしゃってもらうときに

は、やはり所得税の高いところ、ご存じですか。東京で一番所得の高い、23区の中で。港区ですね。1人頭1,115万円。2番目が千代田区、944万円と。こういったところの人が、先ほどのようなようにパラレルですので、向こうからこちらに同じ発想転換でいくと、Aさんがこちらでまた事業をやってもらえれば、所得が増えます。住民税が増えます。ここの区から来てもらうのが一番良いんですけれども、平均でそういう形がとられるのが所得税1人当たりのアップにつながります。

ちなみに、3番目はどこかわかりますか。たった2,700人しかいない村なんですね。よくテレビで出てきます北海道の猿払村。ホタテの産地で海産物が物すごく上げて。町長さんも若いんですけれども、熱心に所得アップを、何と1人当たりの所得が813万円と、平均ですから、物すごい所得があるので、住民税も入ってきていますということで、この人材育成をしていくのが、これから地方公務員に求められている、自分の力で考えて進めていってほしいなというのでありますので、今言ったことを白井課長、書いていってください。1回しか言いませんから。

次に、2番目の災害時における議会の初動体制。今のお話を聞きますと、自治会長と取り組みをしていますと。私は、自治会長と取り組みとは聞いていないんですね。

私は、議会基本条例がこの3月に施行されて、縦覧・公告がされて、そしてスタートになって、15号、19号、そして大雨が3つ続いて、この続いた中で議会の役割、ですから、私がこのようにマイクに向かってお話しして、テレビ画面のモニターで見ている人には大変申し訳ないんですけれども、私は議会活動として対応策をしませんでした。これは私は大変申し訳ないなど。ですから、町民から何を言われても、私は大変申し訳ないということしかありません。だから、自分自身が何ができるか、今、柴田さんがお話しして、ボランティア活動しました。本吉さんもしました、わかっています。各自のボランティア活動を十分に理解して、大変だなと思っています。ただ、これはトップである方がきちっと執行部と相談して今後やらしてもらわなければ、二度とこういうことをしてはいけないというように思っています。

この前、議運でもお話ししましたがけれども、じゃ、どのように取り組むべきかということなんですけれども、簡単に説明すると、私、これをコピーもらったんですが、防災計画の中で、災害対策本部、総務部とか、公安部とか、何をやるのかよくわからないんですけれども、この総務部の中に議会事務局長がぶっつけで入っているんですから、災害対策本部に出たときにはやはり、質問しませんから大丈夫です。議会事務局長は速やかにこの情報、設置されたときには速やかに議長に報告しなきゃいけないんです。どのような取り組みをするか。議

長がそれを受けたら、少なくとも副議長さん等もおりますので、速やかに議員に連絡しなくてははいけない。

これが何でできなかつたかなと思って、いろいろ条例をひっくり返してみたら、もちろん、BCPはできていませんでしたけれども、議会の運営規程ができていないんですね。これは法律ではありませんので、規程をぜひ作っていただきたいなど。これが全部BCPになっても結構ですので、この中身を十分練った中で、事故があるときには副議長が災害対策本部、副議長、議長があるときでなきゃ、例えば総務事業の委員長さんとか、こういう段階をやりきちっと決めてもらった中で、この前、ヘルメットとか、ビブスとかという話をしましたけれども、それはそっちに置いておいて、議会でも活動できる状況を作ってもらいたい。

それから、皆さん方の知恵を拝見して、同じ基本は、住民の財産と生命を守るとというのが基本になっておりますので、ぜひ取り組んでももらいたい。

実はここに、災害情報の受理票というのがあります。この受理票というのは、私のほうで、一番上に長柄小学校と出てくるんですけども、県道とかいろんところが崩れました。ですから、写真を撮って、自治会長さんと、とにかく要望がありますから、一生懸命回ってくるんですけども、ただ、この情報を災害対策本部に連絡するのが嫌なんです。あなたたち災害対策本部は忙しいので、議会の中で取りまとめて、議会の中で、災害本部の中で相談してもらいたいんです、対応策を。ですから、直接役場が住民の要望を聞いている中で、こういったものを直接連絡するというのは負担をかけてしまいますので、まず取り組み方としては、議会の中の災害対策本部をぜひ作って、そしてこの状況に応じたものを協議していただきたいというように思っております。

ですから、せっかく作りました議会基本条例ですので、こういう取り組み方を、今回はこういう結果ですが、二度と、やはり住民の生命と財産を守る、これは条例ですから、法律になりますので、十分に対応していてもらいたいなというように思いますが、総務課長、結構です、いきなり振って申しわけないんですが、総務部に入っておりますので、議会事務局長が。その辺を十分にもう一度検討、見直してくれますか。どうですか。

はいで終わってしまいますか。じゃ、いいです、わかりました。そういうことがありますので、ぜひ検討してもらいたいなというように思います。

最後に3番目の大雨災害ですね。

これからはどんどん質問していきますので、大雨災害についての分析等につきまして、まず国府里河川、先ほど話をしました。私がなぜこの広域の話をしたかというのが、これは28

年6月の定例議会で、必要だよと言っているわけです。危険性が見えないから。それから3年半たっているわけです。3年半たっている中で、洪水になったからやるのではなく、いつも言うように想像と準備の中で動いてもらいたい。ですから、結果で動くのではなく、またオオカミと少年だと話されるかもしれませんが、まず、空振りを恐れないこと、訓練を怠らないことと、この2つはどうしても防災の基本なんですね。だから、見逃しの三振はいけませんので、必ずバットは振ってください。しかも早く。

先ほどからずっと聞いていると、もっと早く、もっと早くというように、十分今後に生かされたと思いますので、こういった河川の洪水でコメリさん、新潟から来ていましたよ、困っていました。国府里の皆さん方は非常に困っていました。だから、このままで、また同じ浸水になるということがあってはいけないんですね。ですから、その辺は十分に、あれはしかも一級河川でも二級河川でもない、長柄町の皆さんの血税でできている河川なんです。ですから、生きたお金を、やはり災害等に使っていただきたい。先ほど、土砂災害、10戸という話をしましたけれども、うちのほうの自治会は10戸ありませんから、土砂災害があっても対象にはならないと思いますけれども、それにしてもこの自治会は大きな自治会ですので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、河川の話ですので、質問します。内藤課長、これ去年の9月27日に、この国府里からの要望はあったんですよ。建設環境課長に説明したんですが、それから1年ちょっと経つんですけども、検討されましたか。もしくは、要望が国府里自治会から上がってきたかどうか。上がってこなかったら、私も申し訳なかった。今後それを検討しながら、また前に進めていきたいなと思ひますので、先ほど町長さんが言ったように一緒になって考えていきたいなと思ひますけれども、何かこの1年半で、現場を見たと思ひますけれども、感謝しているんですよ、掃除してもらっていて。してもらって感謝しているんですが、検討か何かしたのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（星野一成君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

国府里の要望をつぶさには、要望書を確認しておりませんが、昨年要望があった件につきましては、国府里の一ノ橋につきまして要望があったということは確認しております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 一ノ橋というのは、セブン-イレブンと二宮に行くところの通路です

ね。これについては、要望は覚えていないと。

じゃ、私のほうからお話ししましょう。今、手帳持ってきていないですね。9月27日、午前中に地籍調査が行われました、国府里自治会で。このときに、皆さん、自治会の人たちが集まって、河川が氾濫して、その前もコメリが氾濫しました。水門を2枚板から1枚板にできないだろうか。木嶋さんの元店舗の下がえぐられているけれども何とかならないだろうか。皆さん方の要望を受けて、午後から国保の運営協議会の会議に行きました。それが9月27日で覚えていると思います。幾らぐらいかかるかと言ったら、5,000万円かかるとおっしゃいました。覚えていないんじゃないかと、お話ししたことは、きちっと経過記録に残しておかないといけないんです。経過記録に残してあります。ですから、1年経ってもやらない。これももし人が亡くなったら人災ですよ。だから、そういうことにならないように、私は今、国府里自治会じゃありませんけれども、一応代表して、皆さん方、コメリのマネジャーも来ましたので、お話をさせてもらっております。

総務課長、河川で一つお願いがあるんですけども、今回、水上川ですか、それと一宮川、豊田川もそうなんですけれども、氾濫したんですが、河川監視カメラを設置しておけば、災害対策本部の皆さん方、やっている最中でも、ホワイトボードに映し、それから、浸水の危険水位もわかるし、そういった取り組み方が、NTTさんでもやってくれますから、確かに月に9,500円かかりますよ。でも、9,500円かかりますが、そのために私たちに情報が出なくても、アプリで、ホームページで確認することがライブカメラでできるわけですので、ぜひ検討してもらいたいなと思うんですね。河川のところに防犯カメラもいいんですが、河川敷にカメラを設置し、何でこんなこと言うかということ、私たち、山梨県の早川町に視察に行ったんですね。山梨県でもそういうことをやっておりました、河川。

これは、私もらったんですけども、皆さん方、議員の冊数もらったんですけども、防災ポケットマニュアル、皆さん、筑波ですか、筑波の防災危機センターですね、こういうところでもきちっと、監視カメラを宣伝していましたよ。何がいいかわかりませんが、少なくとも月9,500円ですので、1カ所でも、水上川でも、こちら豊田川でも一宮川でも、危険箇所は設置して危機管理を持ってほしいなというように思うんですが、どうですか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

詳しくはわかりませんが、事務所にいながらにして河川の状況がわかるということであれば、町民の皆さんも町の情報を待たずに川の状況がわかる。また、下流側でもそうい

った上流の状況がわかるということは、確かに、また我々にしても、そういった状況の中では現場には行けないというような状況でございますので、確かに有効なことは有効だというふうに私も思いますので、NTTさん、会社名を言っちゃいけないか。

確かに有効だというふうに思いますので、関係市町村との協議の中で、減災対策協議会などもありますので、そういった中で検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 私が今言っているのは、長柄町の町民だけじゃなくても茂原市、先ほどから言っているように、上流で雨が降るというのを確認できるのは、茂原市でもできるんですよ。長柄町のライブカメラは。ですから、茂原市のほうとも危機管理がつながりますから、長南町さんも含めた中で十分検討してもらえれば。私は、高台に住んでいますけれども、低いところの人は安心だなというように思っていますので、検討を、皆さん、ぜひまたしてください。

それと、こども園については大変だったと思います。7回のメール、見ました。切迫感がなかったどころか、あの状況の中で、よくこのすばらしい7つのメールが出たなというように感じております。町長さん、読みましたでしょうか。何を私が感動したかという、あのメールの一つひとつの保護者に対する思いやりと丁寧な言葉と、そして危機感が十分に盛り込まれていました。特に「助けてください」と、困っていることは、「助けてください」ですから、紙おむつがありませんと、トイレが使えませんと、これこそ大変だったんだなと想像がつかます。よくぞ、園長先生を初めとして、女性の方々には、乗り越えたなというように、本当に感謝したいなというように思っています。

ですから、今後は、危機マニュアルの中でも、十分備蓄を考えた中で、今後同じことがあってはいけないんですが、今回の反省点を十分に生かしていただければなというように思っています。

一つ、今回の災害を振り返ってみて、本部長、清田町長にひとつ聞きたいんですけども、台風とか10月25日の大雨による災害など河川の氾濫がしました、土砂災害も起きました、浸水災害が発生しましたと。情報待ちの住民に対し、先ほど鶴岡議員も切迫感の緩みじゃなかったかというような話が出たんですけども、そんなことはないというように思っています。

そこで、本部長は町民に対して、予見可能性を認識していたのかどうか、ここひとつお尋ねをして3番に入りたいなと思っています。

○議長（星野一成君） 田中副町長。

○副町長（田中武典君） 大変、恐縮でございます。

川嶋議員のおっしゃった予見ということの質問の趣旨が、町長ともちょっと解釈ができなかったものですから、もしよろしければかみくだいて、ご質問を教えていただければと思います。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） この前、佐川教育長さんがいたときに、教育委員会の中でもお話を、防災教育かな、何かした覚えがあるんですけども、去年、一昨年か、ちょっと忘れちゃいましたけれども、予見可能性というのは認識したかどうか。予見可能性というのは、危険な事態ですね、災害が台風、大雨が降っている中で、危険な事態、被害が発生する可能性があることを事前に認識していたのかということです。

だから、予見可能性を認識していたのかということをお聞きしているわけです。

○議長（星野一成君） 清田町長。

○町長（清田勝利君） 10月25日の件につきましては、本当に刻々と変わる気象条件、状況といいましょうか、本当に短時間でという形でありました。そういった面では、かなり重大な局面の展開になるということについては、自分の心づもりはありました。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 大変失礼しました。予見可能性なんて難しいような、簡単なような。

でも、これ認識があったかどうかと、災害があることで、亡くなった人がいますから、認識があったとなってしまうと、法律でまたひっかかってしまうと困るんですけども、いろんな面で、いろんな場面の形のものが予見可能性というのは出てきますので、十分に認識のほうはしていただきたいなと思っています。

時間もせっぱ詰まっていますけれども、一つ総務課長にお願いだけしておきますので、時間がなくて質問しません。総務課長じゃない、豊田課長ですね。

昨年の12月に多文化共生の地域社会づくりということで、現在、けさ見てきたら109人の外国人がいるんですね。防災教育も含める中で、今回の台風や大雨がこの防災教育をどうしますかと、昨年の12月に質問しているんですね。外国人に対して。先ほど、喜豊さんの中でもメールがなかなかわかりにくいという話が出ましたけれども、この防災教育をしていくのに、私、一つ確認してもらいたいところがあります。答弁は結構ですので。鴨川市さんをちょっと見てくれますか。鴨川市さんのホームページを。鴨川市さんには、外国人に至る多文

化共生の中で、災害を含んだ中で、ここの地域の状況を全て、英語、中国語等で、災害のときはこうなさいということポータブルにサービスをしております。ですから、もし子供たち、外国人109名に、昨年から見ると11名増えていますので、その辺もわかりやすいように少し検討して、参考にして見ていただくと助かります。

さて、本題の、私は災害ごみを聞いたかったですね。災害ごみというのは、この時系列で、時系列の話までは聞きませんでしたけれども、給食センターとこども園の自校式の給食があるんですけども、そこに災害ごみを置いたんです。教育長は、災害ごみをあそこの給食センターに置くときに、本部長の町長に、ここは駄目ですよと指導しなきゃいけないんじゃないかなと思っています。

それはなぜかという、今、状況的に置かれていますけれども、これは厚生労働省、それから生活衛生のほうで通達が出ています。大量調理施設衛生管理マニュアルというのがあります。これは、先ほど、夏だとネズミとか何か、においが出ますよということで、夏になるとなかなか大変なことになっちゃうんですけども、これは廃棄物の集積所の設置を給食センター等の周りにするときの法律が載っているんですよ。法律が載っていないながら置いているわけです。ですから、ここは駄目ですよと、このマニュアルを見ながら言わなきゃいけないと思っているんですが、十分協議した中で、ここの設置箇所を決めたのかということを確認したいんです。

栄養士さんがおりますよね、給食センターにも、こども園にも。栄養士さんは、当たり前のようにこの大量調理施設管理マニュアルというのを理解しているんです。私も学校衛生法のマニュアルを理解しています。だからトイレの話もしたりするんですけども、3メートル以内とか、以上には設置しなきゃいけないとかとするんですけども、この要綱の中に、廃棄物の集積所を隣接にしてもいいかどうかと載っているのに置いたのかどうか、そこをちょっと確認しておきたいんです。

○議長（星野一成君） 石川教育長。

○教育長（石川和之君） お答えいたします。

不勉強で、そのマニュアル等については承知しておりませんでした。ただ、設置場所につきましては、災害対策本部で、本当に時間をかけて協議したというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） それでしたら、ここのマニュアルをもう一度、帰りましたら、パソコ

ンを開いてもらいまして、5番目のその他というところに、隔壁などにより、汚水とか、動物飼育場とか、廃棄物集積場とか、こういう不潔な場所から完全に区分されなきゃいけないと。今の状態でいたときには、塀とか何もなかったんですね、捨てたときには。だから、最低でもあそこに設置するときには、先に塀をかぶせなきゃいけないんです。これが載っております。ですので、確認をしてください。

最後の3番目なんですけれども、時系列のお話をしたいんですけれども、切ってしまいましたけれども、総務課長、確認だけしておきます。私のほうで時系列にしまして、水上川、時間360ミリ降っています。アメダスも茂原で187ミリ、牛久で285ミリ降っております。

こういったように、時系列で出してもらわないことには、その分析ができないんですね。検証も。自分の中で検証して気象庁のほうのデータとはじいています。朝5時14分に大雨注意報が出ているんです。6時52分に洪水注意報が気象庁のほうから出ているんです。先ほどもありましたように、3時36分に大雨洪水警報が出ているんです。ですから、10時に災害対策本部を設置するのは遅いんですね。

ただ、良い点があります。9時に第1配備を設置した。10時に第3配備にしたということは、2を抜かしたんですね。2を抜かすということは大変良いことなんです。というのは、レベル3を最初入れなくて、すぐ4に飛んでもいいんです。4は、2つの分かれ方があるので、区分してもいいわけです。命を守る行動というのは、5をすぐ出してもいいわけです。

だから、蒔田総務課長は、長南町の総務課長や茂原市の総務課長と連絡をしているわけですから、当然に茂原市は、10時15分には土砂災害警報が出ているんですよ。ということは、すぐ茂原市は10時20分に第4にレベルを上げているわけです。情報を共有しているんですから、長柄町もすぐ4を出さなきゃいけないんです。でも長柄町は上流なんです。上流だから、10時前にはレベル4を出さなきゃいけないんです。だから、時系列に置いていくというのは、そういうことなんです。

だから、町長は、データ、パソコンで出てきますよね。私も何度も見て動いているんですけれども、これからは、早目、早目、そんなこと言っても、水はなかなか出てくるの早かったよと。わかっています。うちのほうから水が相当流れましたから。上から下に流れていますから。だけれども、情報がなかなかうまくいかなかった。だからこれを糧にして進めてもらいたいなというように思っています。

最後に、これだけをお話ししておくというのは、答弁要りませんので、私で終わりにしますので、まず今回の整理をしたときに、やっぱり人が足らなかったんじゃないかなと思って

います。さっき4人と言いましたから。4人じゃ足りないです。それには、今後考えると言いましたので、情報管理専用チーム、これを検討してもらいたいなと思っています。これは認識しているから、私は書いたんですけども、情報の集約、整理、分析、検証をするための情報管理チームがいろんところで設置されています。目的、任務、設置時期、メンバー、メンバーの研修、それから情報の集約と整理、それから情報の分析と専用チームの解散というように列挙されていますので、ぜひこういうものも参考にしながら、人が足りないときにはうまく住民等と協力しながらやっていただきたいなというように思っております。

1時間は早いなというふうに思いました。ぜひ今後も二度と同じ繰り返しがないようにひとつよろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（星野一成君） 以上で川嶋朗敬議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（星野一成君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす13日は、午後1時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時31分

令和元年長柄町議会第4回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和元年12月13日(金曜日)午後1時開議

- 日程第1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度長柄町一般会計補正予算(第7号))
承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度長柄町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年10月大雨の被災者に対する町税の減免に関する条例
の制定について)
- 日程第4 議案第1号 長柄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定
について
議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備について
- 日程第5 議案第3号 長柄町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 契約の締結について
- 日程第7 議案第5号 令和元年度長柄町一般会計補正予算(第9号)
議案第6号 令和元年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第7号 令和元年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 認定第1号 平成30年度決算認定について(委員長報告)
- 日程第10 発議案第1号 長柄町議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第11 長柄町議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第12 閉会中の継続審査の申し出について
- 追加日程第1 議案第8号 令和元年度長柄町一般会計補正予算(第10号)

出席議員(12名)

1 番	高 橋 智恵子 君	2 番	岡 部 弘 安 君
3 番	柴 田 孝 君	4 番	川 嶋 朗 敬 君
5 番	鶴 岡 喜 豊 君	6 番	池 沢 俊 雄 君
7 番	三 枝 新 一 君	8 番	本 吉 敏 子 君
9 番	月 岡 清 孝 君	10 番	古 坂 勇 人 君
11 番	山 崎 悦 功 君	12 番	星 野 一 成 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	清 田 勝 利 君	副 町 長	田 中 武 典 君
総 務 課 長	蒔 田 功 君	企画財政課長	白 井 浩 君
税務住民課長	大 塚 真由美 君	健康福祉課長	若 菜 聖 史 君
建設環境課長	内 藤 文 雄 君	産業振興課長	石 井 正 信 君
会 計 管 理 者	石 井 和 子 君	こども園長	安 田 昭 子 君
教 育 長	石 川 和 之 君	学校教育課長 兼給食センター所長	豊 田 武 文 君
生涯学習課長 兼公民館長	松 本 昌 久 君	選挙管理委員会 書記 会長	蒔 田 功 君
農 業 委 員 会 長 農 務 局 長	石 井 正 信 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森 田 孝 一	議 会 書 記	長 畠 保 憲
議 会 書 記	白 井 雄 大		

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（星野一成君） 皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

傍聴の方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和元年長柄町議会第4回定例会を直ちに再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（星野一成君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎承認第1号、承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長柄町一般会計補正予算（第7号））、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度長柄町一般会計補正予算（第8号））、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 承認第1号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第7号）、承認第2号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて

てご報告申し上げます。

初めに、一般会計補正予算（第7号）でございますが、歳入歳出予算に5億374万9,000円を増額し、補正後の予算総額を42億7,521万7,000円とするものであります。

内容は、10月25日の大雨による被災箇所の復旧経費であり、この経費の財源といたしまして、国・県支出金、繰入金、町債を充てるものであります。

次に、一般会計補正予算（第8号）ですが、歳入歳出予算に328万7,000円を増額し、補正後の予算総額を42億7,850万4,000円とするものであります。

内容は、町営住宅塗装工事における社会資本整備総合交付金の追加交付に伴う事業費の増額によるもので、この経費の財源といたしまして、国庫支出金、町債を充てるものであります。

いずれも経費は速やかな事務処理を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、一般会計補正予算（第7号）については10月28日付で、一般会計補正予算（第8号）については11月1日付で専決処分をいたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） おはようございます。こんにちはでしたね。ごめんなさい。

私のほうはちょっと勉強不足なもので、1点だけ教えていただきたいんですけども、今回の、昨日も一般質問した中で、その災害、専決処分を行うことについては全くいとまありませんので、別に問題ないんですけども、この地方自治法の第263条の2、これについてちょっと確認をしたいんですけども、確認というよりか勉強をしたいんですけども、今回の補正を含めまして、専決処分でも災害費が上がってくるんですが、一般に考えますと、公共用建物、それから公用車等のこの施設に関しましては、先ほど言いましたように地方自治法第263条の2の規定により、共済組合からの保険等の加入があるんですが、この災害につきましても大雨と台風、地震もそうなんですけれども、この項目が謳われております。

この町についても、その共済事業の取り組み方、要するに車でいえば車両保険ですね。保険です。これがどのように行われていたのか、割合と金額をお聞きしたいなというふうに思っています。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

本町、建物につきましては、町村会の共済に加入しておりまして、こちらについては現在査定中でございますけれども、天災の場合はおおむね半分程度というようなことで、今、請求の手續をしているところでございます。

後者につきましては、同じく町村会なんですけれども、こちらについては車両保険がございませんので、全額町で直すというようなことでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 今のは、本舎等の公共用施設の建物については100分の50というお話は承りました。

私が聞きたいのは、こども園等の公共用施設の場合を聞いておりますので、この災害については直接触れていませんので、そういった施設外、教育施設も含めましてどうですかというのを聞いているわけです。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 公共、町が所有している建物については、全て保険には加入しております。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） わかりました。財源が、昨日も出ていましたけれども、厳しい財調の中ですので、1円でもほかのところから貰えるものは貰えると言うと失礼ですね。保険で入ってくれるところは大きい入ってもらって、そして継ぎ足しをしてほしいなというふうに思っていますので、取りこぼしがないようにひとつよろしくお願いします。

○議長（星野一成君） ほかに。

5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 15ページなんですけれども、扶助費で災害見舞金、また工事請負費で住家応急処理、そういう工事費等を見ていただいて、大変住民の方は助かると思いますけれども、1,735万円、1億735万円、この大きなどうか、ある程度の内訳を最大幾らの補助金を出すのか、工事費が最大幾ら出すのか、件数をどのくらい見てあるのか、その辺の数字がわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えいたします。

まず、見舞金なんですけれども、予算編成時には概算ということで予算を計上しております。現在、その後見直しまして、見直しといたしますか、制度を一から設計したところございまして、大きなものでいきますと人身災害、死亡で10万円。それから、建物災害で全壊が10万円、大規模半壊7万円、半壊が5万円、一部損壊が1万円と、概略はそういうところで、これらは県の義援金の対象にもなっているんですけれども……

〔「掛ける件数がないと、1,735万円ってでかいと思うんですけれども、わかりますか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（蒔田 功君） 件数、はい。

〔発言する者あり〕

○総務課長（蒔田 功君） 予算のときには概算で数字もあれなんですけれども、1,725万円の内訳だと、現状とちょっと違うんですけれども、どうでしょうか。

〔「この予算、算出したものを出した根拠でいいです」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（蒔田 功君） 根拠で、そうですか。はい。

そうしますと、実際に支給する見舞金とは異なりますけれども、当初、県の義援金の制度がわからないときに算定したものですけれども、死亡で30万円が2件、重傷者5万円が5件、建物が全壊で50万円が5件、大規模半壊30万円の10件、半壊が10万円の100件、一部損壊が1万円が100件、これらを合わせまして1,725万円でございます。

実際にお見舞金として支出するものは、今お話しした内訳とは異なりますので、ご承知おきいただければと存じます。

それから、応急修理ですが、応急修理につきましては災害救助法に基づく支援でございます。内訳は半壊以上の修理が59万5,000円、これが最大でございます。が130件、それから半壊相当ということでの一部損壊が30万円が100件、これを合わせまして1億735万円でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑ありませんか。

4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 今お見舞金の話が出てきましたので、再度ちょっと確認したいんですけれども、これは町の単独によるこのお見舞金、一般的には国・県なくなりますと、ごめん

なさい、頭の中読み替えます。250万円ぐらいだったかな、死亡で。見舞金が……

〔「支援金」と呼ぶ者あり〕

○4番（川嶋朗敬君） いや、見舞金です。が法律で決まっているんですが、これは歳入で入ってきていないんですけれども、これはまだなのか。

それと、一つ要望しておきたいんですけれども、回答だけで結構ですので、見舞金とそれから義援金、これをお届けに行くときにはやはり職員が気持ちを込めて寄り添いながら手渡しで行ってほしいなというような要望を受けました。ですので、ぜひそのように、重複している人もいますのでひとつよろしく、振り込みなどということはないように、ひとつお願いしたいなど。

もう一つの方法は、受け取りに来るという方法も一つの手かと思しますので、よろしくお願いたします。

私からは以上です。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） まず、死亡の関係ですけれども、弔慰金ということだと思んですけれども、弔慰金については総合事務組合の共同事務ということで、県内市町村が対応していきまして、総合事務組合のほうの、手続は町でやるんですけれども、総合事務組合から町のほうへ送金されまして、それを被災者のご遺族にお届けするというような形になっております。

要望をいただきましたけれども、県の義援金については手続が振り込みとなっていますので、見舞金についてはただいまのご意見も勘案しながら対応したいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） 21ページなんですけれども、町営住宅の災害復旧費で工事請負費があるんですけれども、これの概要的なものをちょっと教えてもらうのが1点と、刑部団地の脇に水上川が沿っていて、あそこのフェンスが倒れて子供たちや何か危険な状況にあるんですけれども、その辺の対応、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えをいたします。

町営住宅の災害復旧工事ということで2,346万円ということではありますが、主にこの工事費につきましては、日吉団地の床上浸水が多かったものですから、今回、畳だったところをなるべく早く直そうということで話し合いまして、フローリングで修理するというので、この金額がおおむね1軒当たり50万円で40戸、床上が40戸ほどありましたので、その分を見込んでおります。

あと、そのほかに日吉団地の浄化槽関係のプロワーがみんな壊れてしまいました。これと刑部団地分のプロワー分ということで、この金額は見積もっております。

今、議員さんからフェンスがというお話がありましたけれども、これにつきましてもこの工事費の具合を見ながら、できるものであれば対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分承認を求めることについて（令和元年度長柄町一般会計補正予算（第7号））を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第2号 専決処分承認を求めることについて（令和元年度長柄町一般会計補正予算（第8号））を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年10月大雨の被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 承認第3号 令和元年10月大雨の被災者に対する町税の減免に関する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

去る10月25日、本町は過去に類を見ない広範囲に及ぶ災害に見舞われました。そこで、町といたしましては、被災された町民の方々の負担の軽減を図るため、地方税法第323条、第367条及び第717条の規定に基づき、本条例を制定したところでございます。

内容につきましては、平成12年4月1日付自治事務次官通知の災害被害者に対する地方税の減免措置等についてを基本とし、内閣府の定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針を反映させております。

詳細につきましては税務住民課長から補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 令和元年10月大雨の被災者に対する町税の減免に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例の制定につきましては、平成12年4月1日発自治税企第12号、自治事務次官発、災害被害者に対する地方税の減免措置等についての通知に基づき、時限立法方式とさせていただきました。

条文につきましても、この災害被害者に対する地方税の減免措置等についてをベースにし、減免割合につきましては、内閣府が示しております災害に係る住家の被害認定基準運用指針の判定基準を反映させております。

それでは、条文のご説明をさせていただきます。

第1条では、この条例の趣旨を示しております。10月25日の大雨で被災された方の町税を

減免するというものでございます。

第2条につきましては、用語の説明となっております。

第3条は、減免の対象となる税金の範囲でございます。住民税、固定資産税、国民健康保険税でございます。

第4条につきまして住民税を、第5条で固定資産税を、第6条で国民健康保険税について、それぞれ減免割合等を規定しております。

第7条及び第8条は、手続についての規定でございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年10月大雨の被災者に対する町税の減免に関する条例の制定について）を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号、議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第4、議案第1号 長柄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、関連がありますので会議規則第37条の規定によ

り一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例制定及び改正は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定するとともに、関係条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 補足説明を申し上げます。

ただいま町長からの提案理由にあったとおり、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例、それが議案第1号でございまして、議案第2号につきましては、それに伴う関係条例の一部改正でございまして。

これまで、各地方公共団体におきましては、さまざまな法的根拠で任用してまいりました、本町でいいますと臨時職員につきましては、改正法の施行によりまして会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行します。本町におきましても同様に移行させようというものでございまして。

まず、議案第1号 長柄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例ですが、第1条から第3条までが総則ということで、会計年度任用職員につきましては、1の会計年度を超えない範囲で任用するというようなことで、その他給料について定めております。

第4条から第17条につきましては、フルタイムの会計年度任用職員の関係の規定でございまして、給与、手当の支給に関して、一般の職員の例により基準を定めるものでございまして。

それから、第18条から第27条までがパートタイムの会計年度任用職員の規定でございまして、報酬、手当に相当する報酬、費用弁償、期末手当について規定したものでございまして。

それから、第29条から第32条までは雑則でございまして、このフルタイム、パートタイムに含まれない、町長が特別に認める会計年度任用職員の給与、退職者の給与等について定め

たものでございます。

また、別表につきましては、第5条会計年度任用職員に書かれております級別基準職務表ということで、行政職給料表（1）、また（2）に該当する職員については1級、医療職給料表に定めるものについては1級及び2級ということで任用するというものでございます。

続きまして、議案第2号ですけれども、こちらについては新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

まず、第1条関係、長柄町職員定数条例の関係ですけれども、第4条で定数外という規定がございますけれども、従前「臨時的に任用された職員」とあるところを、「臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る」というふうに規定が変わっております。新しい制度では、臨時の職に関しない臨時職員は定数に入るということで、それに伴う改正でございます。

続いて、第2条関係ですけれども、こちらについては地方自治法の条文改正に伴う条例の整備でございます。

続いて、第3条関係、職員の給与に関する条例ですが、従前、第9条に日給を受ける者ということで臨時職員を、これで対応していたわけですが、臨時職員は原則なくなるということで、新たに会計年度任用職員の給与ということで規定を改めるところでございます。

続きまして第4条関係、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例ですけれども、これについても会計年度任用職員の文言に追加したというような改正でございます。

続いて、第5条関係が長柄町職員の旅費に関する条例でございます。旅費に関しては非常勤職員を除くということで条文がありますけれども、このうち括弧の中で同法第28条の5の第1項というのが再任用職員で、同法第22条の2、第1項第2号というのが会計年度任用職員のフルタイムということで、これについては非常勤職員の中から除くというような規定でございます。これも条文の整備でございます。

続いて第7条関係、職員の勤務時間、休暇等に関する条例ですけれども、これについても非常勤職員及び臨時職員というところを、会計年度任用職員に改めるものでございます。

続いて、第7条関係、職員の育児休業等に関する条例ですけれども、第7条関係については、これも会計年度任用職員の、制度が変わることに伴いまして、こちらは基準日に育児休業をしている場合の期末手当の支給に関する条項ですけれども、会計年度職員については、基準日にいない場合は支給しないということで、除外の規定を載せております。

第8条については、復帰後の号給の調整ということで、これについても会計年度の職員は除くというような規定でございます。

第21条につきましては、部分休業に関しまして、会計年度任用職員の規定を新たに追加したものでございます。

第8条関係、第9条関係については、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例については、職員の条例とは別ですので、会計年度任用職員の条項を新たに加えたものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ちょっと質問させていただきます。

会計年度任用職員の関係でございますけれども、第31条、退職者の給与というのがございますよね。第31条は、退職者は、退職の期間中、いかなる給与も支給されないということでございますけれども、この療養休暇、一般職員の療養休暇90日というのが、病気等の休暇ですね。そういうものが認められておるんですけれども、この療養休暇はこの会計年度任用職員についても認められるのかどうかはまず1点、そこをお聞きします。

次に、これは令和2年4月1日から施行ということなんですけれども、来年度これは何人の、恐らく現在の職員が対象になると思うんですけれども、臨時職員が。何人が適用されるのか。それと、それに伴い人件費の増額がどの程度見込まれるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

第31条関係ですけれども、退職者の給料は支給されないということで、そのとおりでございます。その他の給料、病気休暇については有給となります。そのほか、年次休暇等は有給ということで、全てが一般の職員と同じということではないんですけれども、国の制度に基づきまして、有給の休暇も新たにあるというようなことでございます。

それから、現在、臨時職員30名ほど任用しております。会計年度任用職員の制度に移行するに当たりましては、選考を行うというようなことになっております。

現在任用している臨時職員をそのまま任用したと仮定した場合にですけれども、現在調整中でございますが、当初期末手当も含めて同様の水準、若干上回るような形で調整をしておいたところですが、郡内でもそういった調整の会合を開いておまして、まだ決定していないというところで、今考えているところでは5%ぐらい、予算的には増えるかなというようところで調整をしております。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 何人という答弁がなかったように聞こえたんですけども、何人ぐらいの適用者がおるのかということと、もう一つ、休職の第31条ですけども、療養休暇は通常、一般職は90日ありますよね、病院療養休暇等ね。そうしますと、療養休暇が終了しますと、あとは一般職の場合は1年間休職扱いということになりますけれども、それについては80%の給料が支給されるということで今はなっていると思うんですけども、この90日を超えた後の休職の期間という、これはこの第31条というのはそこを指しているのか、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

第31条につきましてはそのとおりでございますが、90日を過ぎた後の休職を指しております。現在の臨時職員については30名ということでございます。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第5、議案第3号 長柄町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 長柄町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、成年被後見人等の人権が尊重され、不当に差別されないよう、成年後見人等を資格、業種、業務等から一律に排除する規定を設けている制度について、心身の故障等の状況を個別的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定へと適正化を図ることによるものであります。これに伴い、町印鑑条例におきましても整備する必要がありますので、本条例の一部改正を提案するものであります。

なお、施行期日につきましては、令和元年12月14日であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第6、議案第4号 契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本年8月7日の第1回臨時会において、5,380万1,000円で工事契約の議決をいただき、日吉団地、鶯谷住宅の屋根及び外壁の塗装工事を、13棟について進めているところであります。

このたびの変更契約の主な内容といたしましては、事業の促進を図るため鶯谷住宅の残りの2棟について塗装を行うもので、鶯谷住宅全体の30棟が完了することとなります。

当初の契約額に798万6,000円を追加し、6,178万7,000円で令和元年11月29日に株式会社サンエイロテック代表取締役白鳥和重氏と変更仮契約を締結いたしました。

よって、地方自治法第96条第1項第5号の定めによる町条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当することから、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第7、議案第5号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第9号）、議案第6号 令和元年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第7号 令和元年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第9号）、議案第6号 令和元年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第7号 令和元年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算ですが、歳入歳出予算に災害復旧関連経費など3億1,599万5,000円を増額し、補正後の予算総額を45億9,449万9,000円とするものであります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、主に保険給付費の増によるもので、歳入歳出予算に3,166万9,000円を増額し、補正後の予算総額を10億66万9,000円とするものであり

ます。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、4月の人事異動に伴う人件費の増によるもので、歳入歳出予算に18万9,000円を増額し、補正後の予算総額を7億5,205万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては企画財政課長に補足説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第5号 長柄町一般会計補正予算（第9号）につきまして補足説明を申し上げます。

本補正予算全般的なものとしたしましては、人事異動に伴う人件費の増減がございます。これは、今年度の当初予算編成時と、本年4月の人事異動による職員の人員配置が異なるためであり、一般会計と特別会計を合わせた人件費トータルの金額は変わっておりません。

したがって、2節給料、3節職員手当、4節共済費に係るものにつきましては説明を省かせていただきます。

それでは、歳出の内容からご説明いたします。補正予算書の16ページ、17ページをお願いいたします。

初めに、1款1項1目議会費、15節工事請負費44万5,000円の減は、議場録音機器更新工事に不用工事が発生したことによる減です。

2款総務費、1項1目一般管理費、11節需用費8万円の増は、追録の発行数の増によるものです。

2款1項3目防災対策費、11節需用費442万円の増は、台風15号からの一連災害で使用した防災備蓄品の補充に加え、発電機1台分の修繕料を計上しております。

19節土砂等撤去事業補助金は、台風15号からの一連災害による土砂等撤去に係る補助金で、対象者70件、補助限度額30万円の2,100万円を見込み、計上しております。

その下、防災行政無線事業、11節需用費8万6,000円の増は、中継局の契約電力変更による増です。

15節工事請負費74万8,000円の増は、台風被害に伴う戸別受信機屋外アンテナ設置工事件数の増によるものです。

4目財政管理費、財務会計システム管理事業44万円の増は、令和2年度から歳出の節の体

系が変更となることに伴うシステム改修費用です。

6目財産管理費、財産管理事業、11節需用費82万5,000円の増は、庁舎管理用の消耗品費及び庁舎浄化槽ポンプ修繕費用の増によるものです。

13節委託料31万8,000円の増は、次のページをお願いいたします。内容といたしましては、庁舎等施設管理における各種契約業務の消費税の増税に伴う増額及び樹木管理伐採業務費用を計上しております。

その下、公用車管理事業、11節需用費20万円の増は、災害対応に使用した燃料費です。

その下、庁内ネットワーク管理事業、13節委託料28万9,000円の増は、こども園の庁内ネットワーク復旧費用です。

7目企画費、スポーツ国際交流事業8万1,000円の増は、東京オリンピックでロシアフェンシングチームを応援するためのチケット27枚分の購入費用です。

8目交通安全対策費、交通安全施設整備事業92万5,000円の増は、今回の一連災害により被災したカーブミラーや回転灯などの修繕費用等です。

9目諸費、自治会集会施設等整備事業補助金350万円の増は、全て今回の一連災害において被災した集会所5カ所に対するものとなっております。

その下、防犯事業、13節委託料20万円の増は、今回の一連災害により被災した防犯灯の交換設置費用です。

10目無線共聴施設保守管理事業費、13節委託料11万8,000円の増は、消費増税に伴うものです。

15節工事請負費140万円の増は、刑部バイパス新設工事に係る電柱移設に伴う電線施設移設工事費用です。

2款2項徴税費、2目賦課徴収費、13節委託料7万円の減は、土地鑑定評価業務の調査地点が1カ所減ったことに伴う減額です。

次の20ページ、21ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍基本台帳費、18節備品購入費36万7,000円の増は、マイナンバーカード取得に伴う申請手続の短縮化を図るための補助端末購入費用です。

2款4項選挙費、2目千葉県議会議員選挙費294万9,000円の減につきましては、選挙が無投票となったため不用額を減額するものです。

その下、3目町議会議員選挙費ですが、こちらも選挙が無投票となったため、不用額360万7,000円を減額するものです。

次の22、23ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、13節委託料16万9,000円の増は、墓地埋葬法に基づく茂原市からの依頼によるものです。

その下、高齢者等外出支援タクシー利用助成事業43万4,000円の増は、実績による増でございます。

2目老人福祉費、13節委託料、生活管理指導員派遣業務49万円の増は、利用者数の増によるものです。

3目障害者福祉費、重度心身障害者医療費212万円の増、その下、児童発達支援費564万4,000円の増は、ともに利用者数の増によるものです。

5目国民健康保険費33万1,000円の増は、特別会計への繰出金です。

6目福祉センター費でございますが、次のページをお願いいたします。11節需用費29万7,000円の増は、現行予算における修繕料の不足が見込まれることから、今後の支出予定額を勘案し、補正計上するものです。

13節委託料249万3,000円の減の内訳は、福祉センター管理業務における消費税率の増額分の補正及び福祉センター長寿命化計画について、町有の公共施設を所管課毎でなく一括で策定することとなったための減額分を計上しております。

7目介護保険費18万9,000円の増は、特別会計への繰出金です。

8目後期高齢者医療費5,000円の増は、健診用封筒の単価増によるものです。

2項児童福祉費、2目児童措置費358万円の増は、児童手当の前年度負担額の確定による国・県への返還金です。

4目こども園費246万円の増は、全て10月25日の大雨に伴う復旧費用で、備品購入費等を計上しております。

4款1項1目保健衛生総務費、13節委託料5,000円の増は、消費増税によるものです。

19節負担金33万2,000円の増は、長生病院負担金の増額によるものです。

2目予防費、健康管理システム事業127万4,000円の増は、国の通知によるマイナンバーカードを活用した母子健康情報副本登録対応に伴う健康管理システムの改修費用です。

3目環境衛生費、環境整備事業、19節負担金は、災害廃棄物、災害ごみの増加に伴う広域衛生費負担金7,851万9,000円の増、長南聖苑の被災に伴う広域火葬場・斎場事業費負担金の増によるものです。

その下、災害廃棄物処理事業2,734万円の増は、災害により住家が全壊した方に対し、町

が撤去費用を負担するもので、自費で撤去された方についてはその費用を償還払いするものです。

5款1項3目農業振興費、13節委託料8,000円の増は、消費増税に伴うものです。

19節補助金ですが、経営体育成支援事業補助金、これは台風15号の被害に遭ったビニールハウス等が対象となる被災農業者支援型の補助金で、1億1,269万3,000円の増。

その下、農業次世代人材投資事業交付金75万円の減は、国の配分によるものです。

4目農業基盤整備費、多面的機能支払交付金事業13万2,000円の増は、活動組織別認定農用地に変更があったことによる増でございます。

7款1項2目地籍調査費、1節報酬26万円の増は、地籍調査推進員の出勤回数の増加によるものです。

9款教育費、次のページをお願いいたします。9款1項4目学校施設管理費320万円の減は、小中学校の長寿命化計画について、町有の公有施設を一括で策定することになったための減でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費は、各小学校の修繕料として30万円の増、13節委託料は、消費増税による2万3,000円の増、16節原材料費は、台風等による各小学校グラウンド補修用の砂の購入費12万円の増、18節備品購入費28万円の増は、各小学校の加湿器購入によるものです。

その下、小学校学校施設等改修工事業319万8,000円の減は、長柄小学校屋内運動場便所改修工事の実績による減額です。

2項中学校費、1目学校管理費、11節需用費は、中学校の校舎前駐輪場などの修繕料として90万円の増、13節委託料は、樹木伐採及び除草業務などの費用として22万1,000円の増、18節備品購入67万2,000円の増は、小学校同様に加湿器を購入するものです。

2目教育振興費、中学校就学援助費補助事業32万円の増は、対象者の増によるものです。

4項社会教育費、2目公民館費、文化祭事業につきましては、文化祭中止に伴う減額です。30ページ、31ページをお願いいたします。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、12節役務費10万6,000円の減は、町の体育大会が一部競技を除いて中止となったことに伴う保険料の減額分です。

13節委託料30万円の減は、児童体育館等の長寿命化計画について、一括で策定することになったための減です。

その下、長柄町一周駅伝大会事業については、駅伝大会中止に伴う減額となっております。

3目給食施設費、学校給食センター事業121万円の減は、同じく個別施設計画の一括策定に伴う長寿命化計画策定事業費の減によるものです。

10款災害復旧費、1項1目農林水産施設災害復旧費5,300万円の増は、台風15号からの一連災害によるものでございます。

13節委託料は、10月25日の大雨による農業用排水路の倒木・土砂撤去費用、また、林道の災害復旧工事の査定設計書及び実施設計書の作成費用を計上しております。

15節工事請負費につきましては、次のページをお願いいたします。台風15号被害として篠網地先の農免道路、針西地先の農業用排水路の災害復旧工事費及び10月25日の大雨による被害として、篠網地先の農免道路路肩崩落復旧工事のほか、農業用排水路等の復旧工事費を計上しております。

16節原材料費300万円の増は、農地等補修用の資材費用を増額しております。

その下、都市農村交流センター災害復旧費は、センター本館の雨樋補修工事費として35万円の増額です。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費280万円の増は、台風15号による町道3063号線の災害復旧工事費を計上しております。

以上が歳出の説明でした。

続きまして、歳入を説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

11款1項1目地方交付税1,750万円の増は、経営体育成支援事業補助金の特別交付税措置額を計上しております。

15款国庫支出金、1項1目4節障害児福祉費負担金282万2,000円の増は、利用実績によるものです。

3目1節公共土木施設災害復旧費負担金171万6,000円の増は、町道3063号線道路災害復旧工事に係るものです。

2項国庫補助金、2目4節学校施設環境改善交付金259万3,000円の増は、長柄小学校屋内運動場便所改修工事事業に係る額の確定によるものです。

3目1節農業用施設災害復旧事業補助金585万円の増は、台風15号による篠網地先の農免道路及び針西地先の農業用排水路の災害復旧工事に係るものです。

4目2節母子保健衛生費国庫補助金79万4,000円の増は、健康管理システム事業での母子健康情報副本登録対応に伴う健康管理システム改修費用に対する補助となります。

3節災害等廃棄物処理事業補助金1,367万円の増は、損壊家屋等の撤去に係る災害廃棄物

処理事業に対する補助です。

6目1節社会保障・税番号制度事業補助金3万円の増は、マイナンバーカードオンライン申請補助端末の購入に係る費用です。

次の12ページ、13ページをお願いいたします。

16款1項県負担金、2目5節障害児福祉費負担金141万1,000円の増は、利用実績によるものです。

2項県補助金、2目1節社会福祉費補助金106万円の増は、重度心身障害者（児）医療給付改善事業に対する補助であります。

4目1節農業費補助金、農業次世代人材投資事業交付金75万円の減は、実績による減となります。

その下、経営体育成支援事業補助金8,764万9,000円の増は、台風15号で被害を受けた被災農業者を支援するもので、事業費の7割補助となっております。

3項委託金、1目5節選挙費委託金308万円の減は、千葉県議会議員選挙無投票によるものでございます。

19款繰入金、1項1目1節財政調整基金繰入金1億5,268万2,000円の増は、今回の補正における歳入の不足分の財源として充当するものです。

2目1節公共施設整備等基金繰入金139万1,000円の減は、長柄小学校屋内運動場便所改修工事事業に係る事業費の減によるものです。

21款諸収入、3項2目1節雑入、駅伝大会参加費46万1,000円の減は、駅伝大会中止に伴い減額するものです。

その下、総務課所管雑入140万円の増は、刑部バイパス新設に伴う電柱移設に係る電線施設移設工事の県負担金でございます。

次のページをお願いいたします。

スポーツ振興くじ助成金100万円の減は、これも駅伝大会中止に伴い減額をするものでございます。

真ん中の22款町債、1項4目1節教育債、学校教育施設等整備事業債440万円の減は、長柄小学校屋内運動場便所改修工事事業に係る事業費の減によるものです。

5目1節災害復旧事業費3,790万円の増は、台風15号から10月25日の大雨までの一連災害に係る補助災害事業債及び単独災害復旧事業債を計上しております。

あわせて地方債補正を行いますので、4ページ、5ページをお願いいたします。

学校教育施設等整備事業債を1,270万円から440万円を減額し830万円に、補助災害復旧事業債を1,700万円から360万円増額し2,060万円、単独災害復旧事業債を1億9,240万円から3,430万円増額し2億2,670万円に変更いたします。

起債の方法、利率、償還の方法は従前と変更ございません。

次に、第3表、債務負担行為の補正です。

宿日直委託業務につきまして、令和2年4月1日から業務委託を行う上で、受託事業者において従事する人材の確保を行う一定の準備期間を要することから、令和元年度中に業者選定を実施し、契約を締結する必要があるため、委託費803万9,000円を債務負担行為の追加設定とするものです。

なお、業務内容は公印の看守、文書及び物品の発受、庁舎の警備など、庁舎秩序の保持業務であります。

以上、一般会計の補足説明でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 27ページなんですけれども。私、長生広域の議会の報告で、災害ごみの搬出について、長柄町7,851万9,000円含まれていますよという説明を報告しました。その予算が27ページに、7,851万9,000円載っております。

ただ、小さい額については報告しなかったんですけれども、火葬場斎場については、広域では19万6,000円だったんですけれども、町の予算書は20万3,000円なんですけれども、この7,000円の差額というのは何なのか伺います。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 先に7,000円の差額、答えだけ申しますと、今、手元でわかりません。申し訳ありません。調べて後でお答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

広域から来ているものによりますと、土砂崩れによりまして受水槽が損壊いたしまして、その復旧費用としてこの額だということで承っております。ちょっとその後の変更があったかについては、確認をもう一度させていただきたいと思っております。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 負担金を決めるに当たって、財政担当課長会議とか、負担金審議会みたいなの、そういう会議なり開いて負担金の額というのは決まるんじゃないですか。ごみの搬出のほうの額は合っているのに、斎場のほうの額が違うって納得いかないんですけれども、後で教えていただけるということで、余り言いませんけれども、よろしくをお願いします。

○議長（星野一成君） ほかに質疑ありませんか。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 補正予算の19ページですけれども、まず1点目は行政財産の樹木等管理伐採業務ということで30万円補正予算が計上されていますけれども、これがまずどの樹木なのかというのが1点。

それと、その下のスポーツ国際交流のロシア応援チケット購入料ということで、27枚分の8万1,000円という説明だったんですけれども、これはどこに応援に行くのか。

それと、今度ドーピング関係でロシアは国では出られないというような状況になって、個人参加は国際オリンピックのほうでは認めるようなことになっていますけれども、その辺の兼ね合いがすごく出てくるんじゃないかという気がしますけれども、ちょっとその辺ドーピングで、国じゃなくて今度は個人という形になると思うんですけれども、町の基本的な考え方をお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） まず、行政財産の樹木等管理伐採業務についてお答えいたします。

本件につきましては、庁舎の北側の、庁舎用地の主に竹なんですけれども、竹が台風等によりまして倒れたりしたのが、民家の方に、住宅に迷惑をかけているということで、これらの伐採業務でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 2点ほど。1点が、どこに応援ということですが、幕張メッセの会場となります。このチケットに関しましては、ホストタウンということで国に認めていただいたということから割り当てが来ているもので、購入27枚ということで示されたものでございます。

次に、ロシアが今回国としてドーピングの関係でということにつきましてはですが、報道等でご存じのとおりだと思います。今回、残念ながら国の代表選手、国を挙げてという

形では駄目なような状況だというふうに聞いております。まだCASのほうの関係がございますので、最終的なところではないということですが、現状としてはそのようなことで聞いております。

国を挙げてということではなくなったといたしましても、五輪の選手、オリンピック選手が来るということには変わりはありませんので、潔白を証明できた選手につきましては、個人資格で参加する見通しとなっているということが、国務大臣のほうからも通知が来てございます。

ホストタウンとしてこれからも変わらず来日する選手との交流とか、そういうことをしながらしっかりと取り組んでいくと、そういう考え方で変わりはありません。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） このチケット、私ちょっと勘違いしていて、オリンピックは来年ですから、来年のまた新年度予算にという考え方を持っていましたけれども、もう事前におくということによろしいですね。

それと、ロシア関係のほうにつきましては、新聞紙上を見るとまた新年度予算でもというようなことがちらっと見えましたので、またその辺で意見を交わしていればというふうに思います。

以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 私のほうから1点だけお聞きしたいんですけども、こども園、小中学校、今回需用費がそれなりの金額がついているんですが、この需用費の内容を教えてくださいか。

○議長（星野一成君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

こども園のほうにつきましては、今回被災した際に遊具等が被災を受けました。それらを一歩買い替えるようなものが、木製等においては買い替えざるを得ませんので、それらを購入する、消耗品として購入させていただくものでございます。

○議長（星野一成君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（豊田武文君） 小中学校におきましては、一般の修繕料の

ほうが足りなくなってきましたので、それを補うものであります。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。災害を含めまして、いろんなものが傷んでしまったり、なくなってしまったりしている状況であるんですけども、昨日もこども園のメールのSOSの話をしたと思います。困ったことがあるということの中で、困ったことがあるようなものというのが、例えばこども園などはおむつ。ですから、需用費なのか、ちょっとその辺が、備蓄品としてどのように取り扱うのかは、ちょっとなかなか難しいところがあるんですが、せっかく補正の期間ですから、あってはならないんですけども、一応予備として補正を組んであげたいなというようにひとつ思っております。

それから、小中学校におきましても、日吉小学校はお一人が安全確保ということであったんですけども、いずれにしても、お泊まりするということは需用費、一時避難所であってもやはり備蓄するように、消耗品をぜひこの際にそろえてほしいなというように、食事関係が大変だったみたいだそうですので、この辺を含めてぜひもう一度検討されればうれしいなというように思っておりますので、私からはお願いです。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありますか。

3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） 今のこども園に関連してなんですけれども、あそこのグラウンドというんですかね、園庭というんですかね。その辺の、浸水して、ちょっと現場に行ったら職員の方に聞いたときに、グラウンドもという、補修しなくちゃいけないという話も聞いていたんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（星野一成君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

園庭につきましては、やはり流出した部分と堆積した部分がございます。堆積した土砂につきましては、今回の浸水において流れてきた土でございますけれども、一旦これらにつきましては撤去させていただき、粉じん等の被害のないようにさせていただいたところでございます。

また、流出してしまった部分につきましては、今後、施設もそうなんですけれども、公共災害という形で修繕を行う予定でございますので、その中に含めて対応してまいりたいと考えております。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ぜひとほこり、粉じんや何かというか、たしか今年ですかね、修繕したのは。またすぐということなので、お金もかかるとは思うんですけども、子供の安全衛生上、早急な対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありますか。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまのご質問につきまして、ちょっと付け加えさせていただきますと、本日の専決の第7号の予算書の19ページの中で、こども園災害復旧費ということで、15節園庭堆積土砂撤去工事ということで計上させていただきますと、既に実施のほうをさせていただいております。一応報告までお願いいたします。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。今後ともよろしくお願ひします。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第9号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和元年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 令和元年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（星野一成君） 日程第8、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、現在欠員となっている教育委員に、新たに国府里にお住まいの宮坂雪里氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回提案いたします宮坂氏は、温厚で誠実な人柄であり、人格、識見ともに優れ、読み聞かせボランティア、公民館主催教室など、学校教育活動、生涯教育活動に対しまして深くご理解をいただき、教育委員として適任であります。

任期につきましては、前任者の任期満了日の翌日であります本年12月17日からといたしたいと存じます。

議員の皆様にはご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） ご異議がございませんので、採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（星野一成君） 起立全員。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時50分といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎平成30年度決算認定について（委員長報告）

○議長（星野一成君） 日程第9、認定第1号 平成30年度決算認定についてを議題といたします。

先の会議において各常任委員会に付託されました平成30年度の長柄町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算の審査経過と結果について、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

最初に、総務事業常任委員会委員長、池沢俊雄議員。

○総務事業常任委員長（池沢俊雄君） それでは、平成30年度決算審査総務事業常任委員会委員長報告をいたします。

総務事業常任委員会に付託されました平成30年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての審査の過程と結果についてご報告いたします。

本委員会は、9月定例会において決算認定について付託されました。

審査は、去る10月10日に委員会を開催し、執行部から清田町長を初め担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

その結果、各会計とも計数については監査委員の決算審査意見書のとおり、正当なものとして認められました。

一方、適正で経済的かつ効率的な予算執行の観点から、審査の過程において、当局に対して詳細な説明を求め、今後の予算執行に際しては、より一層改善、検討すべきものとして要望した事項もありました。それらの事項については、当局の適切な措置を期待するものであります。

なお、審査質疑の主な事項について、要約し順次申し上げます。

まず、産業振興課の審査では、「ハンマーナイフモア購入の入札方法と業者の参加数を伺いたい」との質問に対し、「条件付きの一般競争入札によるものであり、長生郡市内、千葉市内、市原市内に本店または支店のある会社という条件を付けて実施し、入札者は1者であった」との答弁がありました。

次に、「都市農村交流センター事業として、加工所の事業主が株式会社農へ変わったが、本契約はされたのか」との質問に対し、「株式会社農の小会社として、さくらの郷は存続しており、代表者の変更のみを行った」との答弁がありました。

続いて、建設環境課の審査では、「地籍調査以外で未登記処理は何件やっているのか」との質問に対し、「地籍調査以外では2カ所である」との答弁がありました。

次に、「浄化槽整備に伴う転換補助金について、老朽化した合併浄化槽に対する補助はないのか」との質問に対し、「転換の補助金としてではなく、新規として市町村設置型で取り組んでいる」との答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、「未納に対する取り組みを伺いたい」との質問に対し、「納期限から20日経過した時点で督促状を送付し、そこからさらに1カ月経って納付が確認できない場合、催告書を送付する。その後は、差し押さえの準備に入る」との答弁がありました。

続いて、総務課の審査では、「石油貯蔵施設立地対策等交付金で道路工事をしているが、ほかにも活用できるものはあるのか」との質問に対し、「防災関連で新設の事業であればヒアリングを通して補助対象となる」との答弁がありました。

企画財政課の審査では、「移住定住推進業務は何回実施したのか」との質問に対し、「10月から3月までの6カ月間で3回実施した」との答弁がありました。

次に、「公共施設等整備基金の充当できるものは、どのようにしてすみ分けをしているのか伺いたい」との質問に対し、「公共施設等総合管理計画に載せているものが該当する」との答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員、全員の出席の

もとに総括質疑を行いました。

終わりになりますが、最少の経費で最大の効果が得られるよう、より一層の努力と審査の結果を令和2年度予算編成に反映していただきますよう要望いたします。

以上のとおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました平成30年度長柄町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定することと決定しました。

以上をもちまして、総務事業常任委員会の委員長報告といたします。以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、三枝新一議員。

○住民教育常任委員長（三枝新一君） それでは、私からは平成30年度決算審査、住民教育常任委員会委員長報告をいたします。

去る9月26日の第3回議会定例会において本常任委員会に付託されました案件は、議案第6号 平成30年度長柄町一般会計決算、平成30年度長柄町国民健康保険特別会計決算、平成30年度長柄町介護保険特別会計決算、平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計決算についてでございます。

この審査のために、去る10月15日に委員会を開催しました。執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、審査の結果であります。全ての議案について全会一致で原案のとおり、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程で出された質疑のうち、主なものを要約して申し上げます。

生涯学習課の審査では、「町史のデジタルアーカイブ事業及びその周知方法について」の質問に対し、「スマートフォン等でQRコードを読み取ると資料を確認することができること」や、「今後は従来の周知方法だけではなく、チラシの配布や公民館行事の際に説明すること等を前向きに考えていきたい」との答弁がありました。

学校教育課の審査では、「中学生海外交流事業について」の質問に対し、「グローバル化が進む現代社会の中で、異文化理解を通じた子供たちの育成は大変価値のあることなので、安全面や受け入れ体制を工夫しながら今後も継続していきたい」との答弁がありました。

税務住民課の審査では、「後期高齢者医療特別会計において、保険料の還付及び加算金の支払いに予備費を充当したことについて、予備費から充当する手続きと補正で対応する方法

について、今後の取り扱い」について、検討するよう意見がありました。

健康福祉課の審査では、「民生委員協力員の活動内容について」の質問に対し、「民生委員と協力して見守り活動を行っている」との答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員、全員の出席のもとに総括質疑を行いました。その中で、「本町の健康増進対策の一環として、公共施設においては全面禁煙にしてもらいたい」との要望があり、「今後の課題として早急に公共敷地内全面禁煙となるように対策をしていきたい」との回答がありました。

町当局におかれましては、審査の中で指摘要望事項等を真摯に受けとめられ、今後、町の行政運営に資することを望みます。

以上のおり、本委員会は審査、質疑等の結果を付し、付託されました議案第6号 平成30年度長柄町一般会計決算、平成30年度長柄町国民健康保険特別会計決算、平成30年度長柄町介護保険特別会計決算、平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計決算は、原案のおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして住民教育常任委員会の委員長報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑にとどめ、町執行部に質疑することはできませんので、ご了承願います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

認定第1号 平成30年度長柄町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算は、各常任委員会委員長報告のおり、これを認定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星野一成君） 起立全員。

よって、平成30年度歳入歳出決算につきましては、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（星野一成君） 日程第10、発議案第1号 長柄町議会広報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案は、提出者であります古坂勇人議員より提案理由の説明を求めます。

10番、古坂勇人議員。

○10番（古坂勇人君） 発議案第1号 長柄町議会広報編集特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の議会報編集委員会はいくまで任意機関であり、正式な議会活動の位置付けとされておらず、会議、資料収集等には制約があり、対応に苦慮していたのが実情です。

平成27年第4回定例会に特別委員会として設置し、7月31日まで設置しておりました。新たな委員となる今回も同様に設置することを、発議案第1号により提出いたします。

提出者、長柄町議会議員、古坂勇人。

賛成者、長柄町議会議員、月岡清孝、山崎悦功、本吉敏子、鶴岡喜豊、高橋智恵子。

議員全員のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（星野一成君） 本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 長柄町議会広報編集特別委員会の設置について、原案のとおり設置することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、発議案第1号は原案のとおり設置することと決定いたしました。

◎長柄町議会広報編集特別委員会委員の選任について

○議長（星野一成君） 日程第11、長柄町議会広報編集特別委員会委員の選任については、長柄町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

これより指名します。

長柄町議会広報編集特別委員会委員に、山崎悦功議員、古坂勇人議員、月岡清孝議員、本吉敏子議員、鶴岡喜豊議員、高橋智恵子議員、以上6名を指名いたします。

引き続き、長柄町議会広報編集特別委員会委員長及び副委員長の選任を求めます。

選任方法は、委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により、委員会において互選願います。

ここで暫時休憩といたします。再開は3時20分とします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時19分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長柄町議会広報編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、ご報告いたします。

長柄町議会広報編集特別委員会委員長に古坂勇人議員、副委員長に月岡清孝議員が決定いたしました。

委員の皆様方には、よろしくお願いたします。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（星野一成君） 日程第12、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、議会広報編集特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（星野一成君） お諮りいたします。

ただいま町長から、令和元年度長柄町一般会計補正予算（第10号）、議案1件が提出されました。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、議案1件を日程に追加することに決定しました。

ここでしばらく休憩といたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時21分

○議長（星野一成君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、追加日程とした議案については、お手元に配付したとおりであります。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 追加日程第1、議案第8号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第8号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第10号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算に500万円を増額し、補正後の予算総額を45億9,949万9,000円とするものであります。

内容といたしましては、10月25日の大雨による、こども園の災害復旧事業について、千葉県と工事内容等の調整がついたことから、実施設計業務を発注し、事業の推進を図るものであります。

また、歳入については、この経費に対する充当財源といたしまして、財政調整基金からの繰入金で充てるものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 令和元年度長柄町一般会計補正予算（第10号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（星野一成君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして令和元年長柄町議会第4回定例会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時25分